

職員の給与等に関する報告及び勧告について

堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、以下のとおり「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

1 日時及び場所

(1) 市長への手交

日時：令和5年10月2日（月）午前10時

場所：堺市役所 本館4階 秘書課 応接室（堺市堺区南瓦町3-1）

(2) 議長への手交

日時：令和5年10月2日（月）午前10時30分

場所：堺市役所 本館10階 議会 応接室（堺市堺区南瓦町3-1）

2 本年の報告及び勧告

別添【令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】等参照

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：人事委員会事務局
電 話：072-228-7449
ファックス：072-228-7141

令和 5 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

I 職員の給与に関する報告及び勧告

「本年の報告・勧告のポイント」

月例給、特別給ともに引上げ

- ① 月例給については、職員給与が民間給与を 3,925 円 (1.01%) 下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給については、職員の年間支給月数 (4.40 月分) が、民間の支給割合 (4.49 月分) を下回っているため、0.10 月分引上げ改定 (4.40 月分 → 4.50 月分) 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

1 本市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施した。民間従業員については、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 272 事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された 78 事業所を対象に調査を実施した。

(調査完了事業所 65 事業所、調査完了率^(※) 84.4%)

※ 抽出した 78 事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の 1 事業所を除く 77 事業所に占める調査完了事業所の割合

(2) 比較の結果

- ① 月例給 (本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B=C) (C/B×100)
394,218 円	390,293 円	3,925 円 (1.01%)

(注 1) 民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注 2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は 42.0 歳、平均勤続年数は 16.6 年である。

- ② 特別給 (本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較)

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.49 月分	4.40 月分	0.09 月

2 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

- ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。
- ・正社員・正職員 30 人以上の事業所における、令和 2 年から令和 4 年の所定内給与は、令和 2 年 339,167 円、令和 3 年 370,604 円、令和 4 年 358,197 円となっている。
- ・民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布した。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

- ・近隣の政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられる。さらに、国と同様に若年層職員の離職者数は増加傾向にあり、一方で、経験年数別では10年から20年程度の職員の給与水準が低い状況にあること及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、経験年数が10年から20年程度の職員にも配慮した給料月額の上昇が適当である。
- ・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和5年4月

(2) 特別給

- ・民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を上げる（4.40月分 → 4.50月分）。
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

[実施時期] 令和5年12月（注）勧告月数は、人事院と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.25 月（現行1.20月）
勤勉手当	1.00 月（支給済み）	1.05 月（現行1.00月）
令和6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

(3) 初任給調整手当

- ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行うことが必要である。
- イ 獣医師に対する初任給調整手当については、人材確保の観点から、金額や支給期間について他都市との均衡も考慮したうえで、初任給調整手当の支給対象とする必要があると考える。

[実施時期] ア 令和5年4月

イ 令和6年4月

4 その他の事項

- ・人事院の公務員人事管理に関する報告において、在宅勤務等手当の新設を含む給与制度のアップデートについて示されたところであり、引き続き国の動向等を注視する必要がある。
- ・会計年度任用職員について、地方自治法改正の趣旨を踏まえ令和6年度からの勤勉手当の支給を検討すること、本年の期末手当の改定にあたっては常勤職員の期末手当・勤勉手当の改定状況や国の非常勤職員との均衡を考慮する必要がある。
- ・会計年度任用職員だけでなく、学校園で臨時的に任用される講師等も含め、その職務の内容と責任に応じた処遇の確保が必要であると考えます。

5 参考資料

<人事委員会勧告の状況>

		令和3年	令和4年	令和5年
月例給	較差	32円 (0.01%)	962円 (0.25%)	3,925円 (1.01%)
特別給	民間の支給割合	4.31月分	4.41月分	4.49月分
	職員の支給月数	4.45月分	4.30月分	4.40月分
勧告の内容		特別給の引下げ (4.45月分 → 4.30月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.30月分 → 4.40月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.40月分 → 4.50月分)

<勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与(試算)>

※千円未満四捨五入

改定前の平均年間給与(A)	改定後の平均年間給与(B)	増減額(B-A)
6,313,000円	6,417,000円	104,000円

(注) 行政職給料表適用者 (平均年齢 41.3 歳、平均勤続年数 16.2 年)

<改定実施による人件費への影響額(試算)> 約 10.4 億円増

Ⅱ 職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、複雑化・高度化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、多様な人材の意欲や能力を引き出し、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

他都市等の動向も注視しつつ、今年度の試験体系について効果検証を行い、面接試験における面接員のスキル向上に取り組む。また、ICT の活用による業務プロセスの効率化を図るとともに、広報活動においては訴求対象を明確にしなが、オンラインによる採用説明会の強化や SNS の活用など、受験者にとって利便性の高い手法により、本市で働く魅力ややりがいを、効果的かつ積極的に発信し、本市の将来を担う多様で有為な人材を確保する。

(2) 人材の育成

多様な人材の能力・適性等を考慮した効果的・戦略的な育成に組織全体で取り組むことが重要であり、外部環境の変化に対応するためのリスキングを実施するなど、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮し、組織力を向上させる必要がある。また、民間との人事交流など外部の知見を積極的に取り入れることも重要である。管理職員においては、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要である。

(3) 人事評価制度の活用

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しをされたい。また、評価結果や貢献度等の職員へのフィードバックを通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織力の向上に結び付けることが重要であり、管理職員の人材マネジメントに係る能力の向上支援も含め、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

(4) 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、女性一人ひとりのキャリア形成の意欲向上を図るため、ライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すとともに、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、育成や徹底した時間外勤務の縮減、フレックスタイム制、テレワーク（在宅勤務）など、効果的な取組を進め、女性の活躍推進に向けた環境整備を図られたい。

また、本年度から定年年齢が段階的に引き上げられる高歯旗期職員においては、これまでの豊富な経験等で培ってきた能力を発揮する業務に従事し、活躍できるよう、面談等を通じて、丁寧に本人の知識・経験等を確認し、個々の適性や能力、事柄に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

さらに、障害のある職員一人ひとりがその能力を発揮できるよう、障害特性に応じた対応や、安心して働ける環境づくり等を通じた職場定着支援への取組が重要である。引き続き、これらについて合理的な配慮をされるとともに、今後も法定雇用率が達成されるよう取り組まれたい。

2 働きやすい職場環境の整備

公務能率の向上、職員の健康確保、柔軟な働き方の推進はもとより人材確保の観点からも、長時間労働の是正を始めとした働きやすい職場の構築は、組織を挙げて取り組む必要がある。

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。職員一人ひとりの意識改革はもとより所属長によるマネジメントのもと、組織全体として業務の削減・合理化、デジタル技術や AI の活用など DX 推進による業務の効率化、人員配置の最適化等の対策を講ずる必要がある。加えて、上限時間を超える時間外勤務を命じた場合においては、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を踏まえ、時間外勤務縮減に向けた具体的かつ適切な対策に取り組まなければならない。また、教育委員会においては、深刻な教員不足の解消に向け、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組に直ちに着手し、勤務環境を一刻も早く改善することが求められる。

(2) 柔軟な働き方の推進

国の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇など、個々の事情に応じて自ら選択できる制度の創設等、効果的な取組を積極的に進め、多様な柔軟な働き方の実現に努められたい。

(3) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策が重要課題であることを、組織全体の共通認識とし、関係者が連携して、相談体制や人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策の基本方針や計画を自主的に策定するなど、全庁的に推進する体制の構築に取り組まれたい。また、心身の健康を守るため、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。

(4) ハラスメントの防止

質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じられたい。

3 市民からの信頼の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

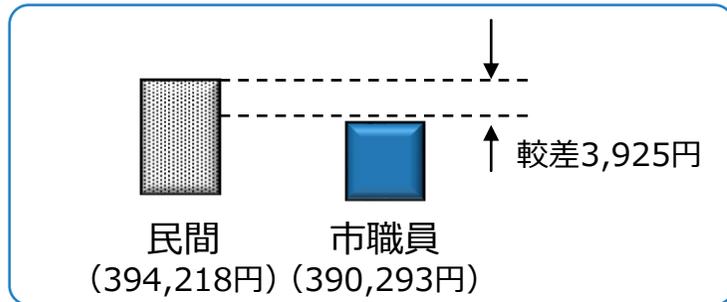
本年の勧告のポイントと 給与勧告の仕組み

令和5年10月
堺市人事委員会

1 本年の勧告

- ・ 月例給、特別給ともに引上げ改定

✓ 月例給



- ・ 較差を解消するため、給料表を引上げ改定

✓ 特別給（期末手当・勤勉手当）

民間 4.49月分 ⇔ 堺市 4.40月分

- ・ 支給月数を0.10月分引上げ、4.50月に改定
- ・ 民間の特別給の支給状況等を踏まえ、
期末手当及び勤勉手当に均等に配分

2 職種別民間給与実態調査

【調査目的等】

公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与の実態を明らかにし、公務員の給与が適当であるかどうかを検討する際の基礎資料を得ることを目的として、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会が共同で全国統一的に実施

【本市における調査】

- ・ 全国統一基準に基づき、市内の民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所を対象に調査
- ・ 本年は、調査対象事業所272事業所から、人事院において層化無作為抽出法により抽出された78事業所が対象
- ・ 公務の行政職と類似する事務・技術関係職種、医療関係・教育関係等職種について、本年4月分として従業員に支払われた給与月額等を実地調査
- ・ 調査完了事業所は65事業所、調査完了率は84.4% (※)

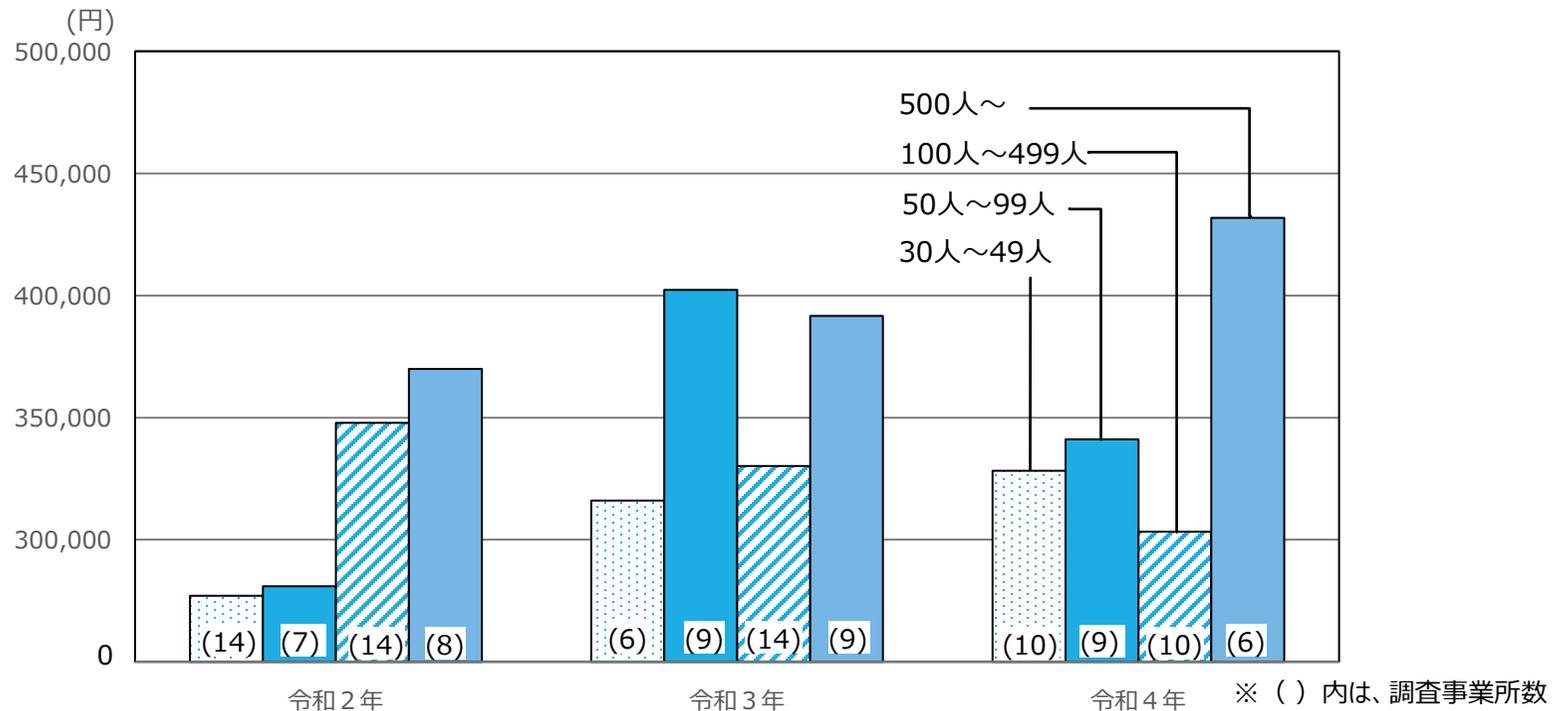
※ 抽出した78事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の1事業所を除く77事業所に占める調査完了事業所の割合

3 その他民間給与調査

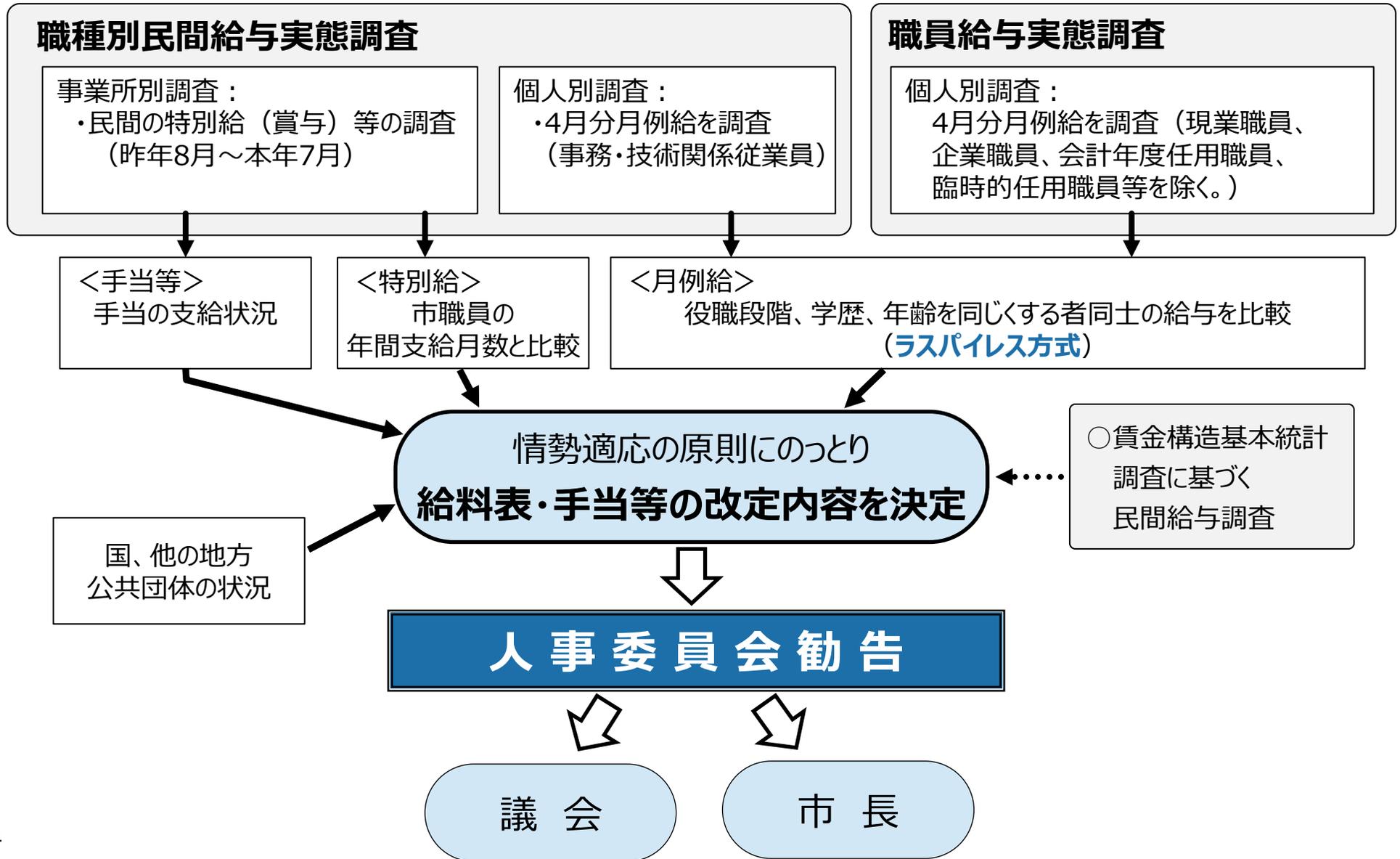
<賃金構造基本統計調査>

厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用して研究を行った。

年別事業所規模別給与平均額



4 給与勧告の流れ



<地方公務員の給与決定の原則>

地方公務員法第24条

- ・均衡の原則
- ・職務給の原則
- ・条例主義

均衡の原則

主な考慮事項

給与水準 = 地域の民間従業員との均衡

給与制度 = 国家公務員との均衡

人事委員会

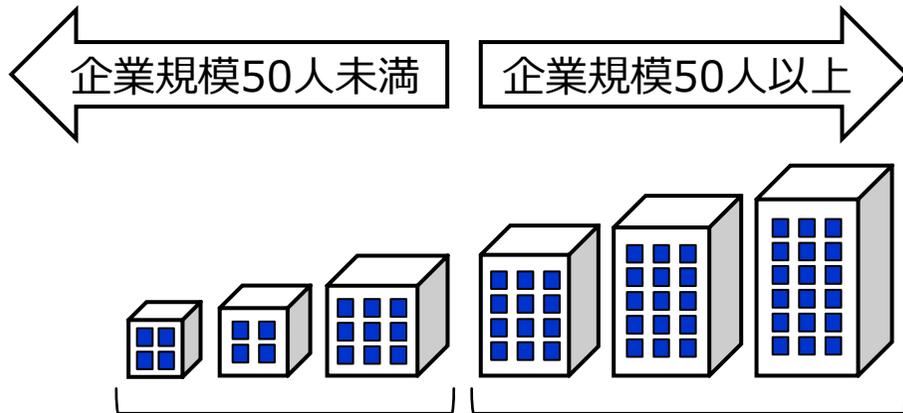
これらを考慮

報告・勧告

地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、地方公務員法に定められている**均衡の原則**等に基づき、決定される。人事委員会はこの原則等を考慮し、措置すべき事項について、議会と市長に報告・勧告を実施している。

6 職種別民間給与実態調査の対象・内容

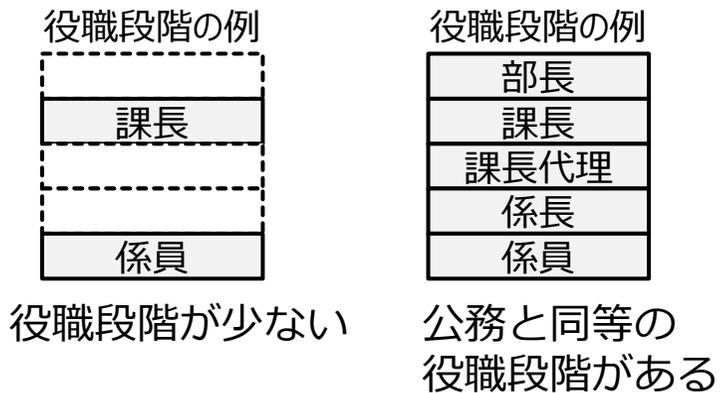
<調査対象>



・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。
現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持。



全国統一基準の下、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所の中から、人事院にて無作為抽出された市内民間事業所を対象に調査



役職段階が少ない

公務と同等の役職段階がある

<調査内容>

一般的に給与水準の主な決定要素とされる **役職段階** **学歴** **年齢** と給与を個人別に調査

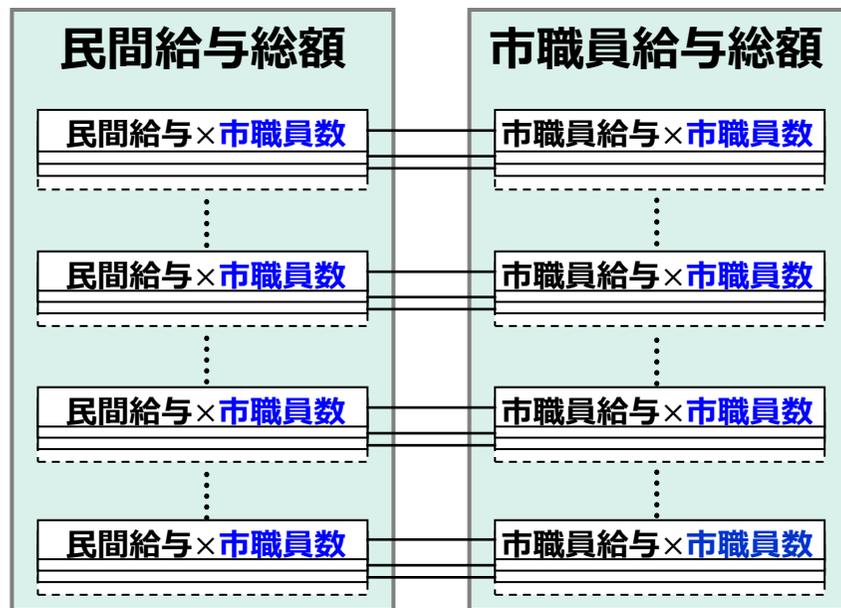
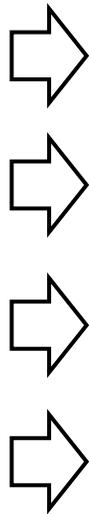
7 給与比較方法（ラスパイレス比較）

<民間従業員給与と市職員給与の比較方法>

役職段階、学歴、年齢別に市職員を区分し、これと条件を同じくする民間の従業員の平均給与を市職員に支払ったと仮定し、両者の水準を比較（同種・同等比較）



※ 1 級（係員）と同様に、他の役職段階についても、支給総額を算定する。



支給総額 (A)



支給総額 (B)

本年の較差

3,925円 (1.01%) 算定方法： $(a)-(b) \left[\frac{(a)-(b)}{(b)} \times 100(\%) \right]$

民間従業員給与 394,218円
 $(A) \div \text{市職員総数} = (a)$

市職員給与 390,293円
 $(B) \div \text{市職員総数} = (b)$

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

堺市人事委員会



人 委 第 1 2 4 9 号
令 和 5 年 1 0 月 2 日

堺市議会議長 的 場 慎 一 様
堺 市 長 永 藤 英 機 様

堺市人事委員会
委員長 酒 井 貴 子

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。また、同法の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

職員の給与に関する報告

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、地方公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、地方公務員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に基づき、職員及び民間従業員の給与実態、その他給与決定の基礎となる諸条件について調査研究を行い、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として必要な給与勧告・報告を行っている。

本年の調査研究の内容は、以下のとおりである。

1 職員の給与

本委員会は、本市に勤務する一般職の職員（現業職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の本年 4 月現在の給与実態を把握するため「令和 5 年堺市職員給与実態調査」を実施した。

（参考資料 2 頁～35 頁：第 1 表～ 6 表）

本市の一般職の職員に適用する給料表は、行政職給料表¹、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表、定年前再任用短時間勤務職員給料表及び特定任期付職員給料表並びに高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表が適用される職員の給与等の状況は、次のとおりである。

¹ 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）に規定された行政職給料表をいう（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）に規定された行政職給料表を含む。）。

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の状況

項目		内容	項目		内容
職員数		3,566人	平均年齢		41.3歳
平均給与月額	給料	324,279円	平均勤続年数		16.2年
	管理職手当	9,287円	学歴別 職員 構成比	中学卒	0.4%
	扶養手当	9,406円		高校卒	17.8%
	地域手当	34,352円		短大卒	3.3%
	住居手当	7,165円		大学卒	78.5%
	その他	79円	性別	男	58.1%
	合計	384,568円	構成比	女	41.9%

(注1)「平均給与月額」の「その他」には、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当」を含んでいる。

(注2)構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(第2表及び参考資料第1表その2において同じ。)

2 民間の給与

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市内に所在する民間事業所の従業員の給与実態を把握するため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会と共同で「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

(参考資料 38頁～51頁：第7表～15表)

調査対象は市内民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所である。

本年の調査対象事業所は272事業所であったが、層化無作為抽出法²により抽出した78事業所を対象に、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び医療関係、教育関係等54職種について、給与改定の有無や賃金カット等の有無にかかわらず、本年4月分として従業員に支払われた給与月額等を調査した。

調査完了事業所は65事業所、調査完了率は84.4%³であり、調査結果は、広く民間事業所の状況を反映したものといえる。

² 「層化無作為抽出法」は、調査対象事業所を産業、規模等によって層化(グループ分け)し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

³ 調査開始前に抽出した78事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所が1事業所判明したため、これを除いた77事業所に占める調査完了事業所65事業所の割合を完了率としている。

主な調査結果は、次のとおりである。

(2) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額は、大学卒 216,808 円、短大卒 188,400 円、高校卒 178,425 円となっている。

(参考資料 39 頁：第 8 表)

民間事業所において本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 28.6% (昨年 32.1%)、高校卒で 24.7% (同 20.2%) と昨年に比べ大学卒の採用が減少している。また、採用があった事業所において、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 62.2% (同 37.4%)、高校卒で 49.9% (同 36.4%) と昨年よりも増加している。

第 2 表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	28.6%	(62.2%)	
高校卒	24.7%	(49.9%)	(50.1%)	(0.0%)	75.3%

(注) () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所におけるベースアップ等の状況は、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 45.4% (昨年 32.9%)、中止した事業所の割合は 5.0% (同 13.6%)、ベースダウンを実施した事業所はなかった (同 0.0%)。課長級については、ベースアップを実施した事業所の割合は 36.7% (同 23.1%)、中止した事業所の割合は 7.1% (同 10.5%)、ベースダウンを実施した事業所はなかった (同 0.0%)。

第3表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員		45.4%	5.0%	0.0%	49.6%
課長級		36.7%	7.1%	0.0%	56.2%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間事業所において定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で79.8%（昨年80.6%）、課長級で68.8%（同59.9%）であった。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給中止	定期昇給制度なし
		定期昇給実施			変化なし			
		増額	減額	変化なし				
係員	81.1%	79.8%	28.0%	3.4%	48.4%	1.3%	18.9%	
課長級	70.1%	68.8%	26.0%	3.5%	39.3%	1.3%	29.9%	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、前述の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の従業員（公務・民間ともに新規学卒者を除く。）について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士の4月分の給与月額を5頁第6表「比較における役職段階の対応関係」により対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式⁴）を行い、その較差を算出した。

⁴ 「ラスパイレス方式」は、本市職員（行政職給料表適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間従業員を対象とした上で、個々の本市職員に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする民間従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額を比較して計算する方法である。

その結果は、下表に示すとおり、本市職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均3,925円(1.01%)下回っていた。

第5表 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差(A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
394,218円	390,293円	3,925円(1.01%)

(注1) 民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.0歳、平均勤続年数は16.6年である。

第6表 比較における役職段階の対応関係

職務の級	規模	企業規模		
		500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
8級(局長)	支店長、工場長、部長、部次長	—	—	—
7級(部長)	課長	支店長、工場長、部長	—	—
6級(課長)	課長、課長代理	部次長、課長	支店長、工場長、部長、部次長	—
5級(課長補佐)	課長代理	課長	課長	—
4級(係長)	係長	課長代理	課長代理	—
3級(副主査)		係長	係長	—
2級(高度係員)	主任	主任	主任	—
1級(係員)	係員	係員	係員	—

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の支給状況は、平均所定内給与月額4.49月分に相当しており、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数(4.40月分)は、民間の支給割合を0.09月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	396,023 円
	上半期 (A2)	398,940 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	869,682 円
	上半期 (B2)	913,256 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.20 月分
	上半期 (B2/A2)	2.29 月分
支給割合合計		4.49 月分

(注) 下半期とは昨年8月から本年1月まで、上半期とは本年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与の比較

国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、昨年4月の給料水準を学歴別、経験年数別に区分し、ラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数(国家公務員を100とする)は100.1となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告並びに勤務時間に関する勧告を行った。

勧告では、月例給については、国家公務員給与が民間給与を3,869円下回っており、民間給与との均衡を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引き上げるよう言及した。

特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っており、支給月数を0.10月分引き上げるよう言及している。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしている。

(25頁：[参考] 人事院勧告・報告の概要)

6 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。

(1) 民間の給与水準

令和 2 年から令和 4 年まで、正社員・正職員 30 人以上の事業所における給与水準は、令和 2 年 339,167 円、令和 3 年 370,604 円、令和 4 年 358,197 円であった。令和 2 年から令和 3 年にかけては 31,437 円増加していたが、令和 3 年から令和 4 年にかけては、12,407 円減少していた。

また、民間事業所の給与水準を事業所規模ごとにみると、最も給与水準が高い事業所は、令和 2 年及び令和 4 年は 500 人以上の事業所、令和 3 年は 50 人以上 100 人未満の事業所であった。一方、最も給与水準が低い事業所は、令和 4 年は 100 人以上 500 人未満、令和 2 年及び令和 3 年は 30 人以上 50 人未満の事業所であった。

第 8 表 令和 2 年～令和 4 年賃金構造基本統計調査の結果

年	項目	事業所規模（正社員・正職員）				
		500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	30 人以上 50 人未満	規模計 (30 人以上)
令和 2 年	調査事業所数（事業所）	8	14	7	14	43
	調査実人員（人）	158	192	48	44	442
	平均年齢（歳）	39.0	40.5	39.5	44.4	40.3
	所定内給与額（円）	369,931	347,816	280,941	277,099	339,167
令和 3 年	調査事業所数（事業所）	9	14	9	6	38
	調査実人員（人）	148	157	40	15	360
	平均年齢（歳）	37.9	40.5	47.6	40.4	41.5
	所定内給与額（円）	391,588	330,209	402,290	316,070	370,604
令和 4 年	調査事業所数（事業所）	6	10	9	10	35
	調査実人員（人）	111	152	67	43	373
	平均年齢（歳）	39.1	38.1	43.9	40.8	40.8
	所定内給与額（円）	431,743	303,292	341,076	328,192	358,197

(注) 所定内給与額は、きまって支給する給与から時間外手当を除いたものである（通勤手当額を含む。分離不可）。

(2) 民間給与の傾向

調査票情報から得られた給与データを3年分集約し、役職段階ごとの給与水準の分布状況についても、調査を行った。役職ごとに、上位10%又は下位10%の者を除いた場合には、部長級では744,189円から338,240円、課長級では622,770円から319,726円、係長級では506,200円から231,768円、非役職者では482,366円から208,210円に分布していた。民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

(参考資料 55 頁：第 17 表)

また、年齢層ごとの給与水準については、事業所規模が正社員・正職員 30 人以上の事業所では、年齢の上昇に伴い、給与水準が一定の上昇を続ける傾向がみられるなど、民間事業所の給与カーブの状況を把握することができた。

(参考資料 55 頁：第 18 表)

7 その他諸情勢

(1) 経済状況

日本経済の基調判断について、本年4月の「月例経済報告」(内閣府)では、「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」と示されている。また、大阪経済の景気動向について、本年6月(4月指標)の「大阪経済の情勢」(大阪産業経済リサーチセンター)では、「大阪経済は、緩やかに持ち直している」と示されている。しかし、先行きでは「物価上昇等による経済への影響」等について、引き続き注意が必要としている。

(2) 生計費・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)における本年4月の全国の所定内給与の状況は、昨年4月に比べ1.2%増加しており、「毎月勤労統計調査地方調査」(大阪府)における本年4月の府内民間事業所の所定内給与について

も、昨年4月に比べ0.5%増加している。

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では3.5%上昇しており、本市では3.7%上昇していた。

(参考資料 58 頁、59 頁：第 20 表)

本委員会が「家計調査」(総務省)に基づき算定した本年4月の本市における標準生計費は、2人世帯 140,910 円、3人世帯 196,300 円、4人世帯 251,790 円、5人世帯 307,210 円となっている。

(参考資料 57 頁：第 19 表)

本年4月の有効求人倍率(厚生労働省)は、全国で1.32倍(前年同月比0.08ポイント増)、大阪府で1.33倍(前年同月比0.15ポイント増)となっている。また、本年4月の全国の完全失業率(総務省)は2.6%(前年同月2.6%)となっている。

(参考資料 58 頁、59 頁：第 20 表)

8 本年の給与の改定

(1) 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月分の本市職員の給与と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を3,925円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間における初任給の動向や公務における採用状況等を踏まえ、人材確保の観点等から、初任給及び若年層に重点を置いて、基本的な給与である俸給を引き上げることとされたところである。

本市職員の初任給については、近隣の政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準は低い状況となっており、民間の初任給との間にも差がみられる。さらに、国と同様に若年層職員の離職者数は増加傾向にある。一方で、経験年数別では10年から20年程度の職員の給与水準が低い状況にある。

較差の解消に当たっては、これらの状況及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、本市においても、人材確保の観点等から、初任給及び若年層に重点を置きつつ、経験年数が10年から20年程度の職員にも配慮した給料月額の上昇が適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分⁵引き上げる必要がある。なお、支給月数の引き上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

(3) 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行うことが必要である。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、人材確保の観点から、金額や支給期間について他都市との均衡も考慮したうえで、初任給調整手当の支給対象とする必要があると考える。

(4) 改定の実施時期

上記(1)及び(3)のアの改定は、本年4月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施する必要がある。

⁵ 本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を実施している。

上記(2)の改定は、本年12月期の期末手当・勤勉手当から実施する必要がある。

上記(3)のイの改定は、令和6年4月1日から実施する必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。

このような方法により職員の給与を決定することは、広く市民の理解と納得が得られ、また、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年の勧告においては、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、期末手当・勤勉手当について、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数の引上げを行うこととした。

なお、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告において、在宅勤務等手当の新設を含む給与制度のアップデートについて示されたところであり、本市においても引き続き、国の動向等を注視する必要がある。

加えて、会計年度任用職員について、地方自治法改正の趣旨を踏まえ、令和6年度から勤勉手当を支給するよう検討を進めるとともに、本年の期末手当の改定においても、常勤職員の期末手当・勤勉手当の引上げや、国の非常勤職員との均衡を考慮する必要があると考える。

また、会計年度任用職員だけではなく、学校園で臨時的に任用される講師等を含め、その職務の内容と責任に応じた処遇の確保が必要であると考えます。

公務を取り巻く環境は依然として厳しいところではあるが、職員においては、引き続き全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民の信頼と期待に応える

ため、職務に尽力されるよう要望する。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要望する。

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

本市職員の給与と民間従業員の給与との較差を解消するため、本年の給与の改定で述べた内容を考慮して、給料表を改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

(1) 令和5年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（管理職である職員にあっては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職である職員にあっては、1.25月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7月分（管理職である職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職である職員にあっては、0.6月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(2) 令和6年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分

(管理職である職員にあつては、それぞれ 1.025 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分(管理職である職員にあつては、それぞれ 1.225 月分) とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分(管理職である職員にあつては、それぞれ 0.5875 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4875 月分(管理職である職員にあつては、それぞれ 0.5875 月分) とすること。

ウ 特定任期付職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

3 初任給調整手当

- (1) 人事院勧告を考慮し、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。
- (2) 人材確保の観点から、金額や支給期間について、他都市との均衡を考慮し、獣医師に対する初任給調整手当を支給すること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の(1)については令和 5 年 12 月 1 日から、2 の(2)及び 3 の(2)については令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

我が国の少子化の進行による人口減少は深刻さを増しており、生産年齢人口の減少や高齢社会問題への対応が迫られている。また、近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、新たな課題の解決も求められている。このように本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、複雑化・高度化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、多様な人材の意欲や能力を引き出し、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

民間企業等の採用意欲は年々上昇しており、採用活動の早期化が進んでいることから、本委員会では、本市の将来を担う多様で有為な人材を確保するため、従来の試験区分や受験資格の整理を行うとともに、今年度から春季の試験区分について実施時期の早期化を図るなど、試験体系の見直しを行った。また、民間企業を志望する学生や、技術職においては遠方に居住する志望者でも受験しやすい試験を導入するなど、新たな受験者層の拡大に努めている。

しかしながら、コロナ禍による構造変化や ICT の急速な進化などを背景に、就職活動のあり方や就職への意識が大きく変化しており、本市においても、受験者ニーズや時代に即した実効性のある広報活動、試験内容にアップデートしていくことが求められている。このため本委員会では、他都

市等の動向も注視しつつ、今年度の試験体系について効果検証を行い、面接試験における面接員のスキル向上にも取り組む。また、ICTの活用による業務プロセスの効率化を図るとともに、広報活動においては訴求対象を明確にしなが、オンラインによる採用説明会の強化や SNS の活用など、受験者にとって利便性の高い手法により、本市で働く魅力ややりがい、効果的かつ積極的に発信する。

教育委員会で実施している教員採用選考試験では、特別支援教育に関する専門性を有する人材を確保するため「特別支援学校小学部」の枠を新設したほか、多様な経験を有する人材を確保するため社会人経験を有する者を対象とした選考区分の募集校種・募集教科を全校種・全教科に拡大した。また、より多くの受験者を確保するため、SNS の活用や動画の配信等を行っている。今後も、本市が求める人物像に合致する優秀な人材を確保できるよう、選考方法の工夫・改善等を進められたい。併せて、さまざまな広報媒体を活用し、本市教育の魅力や取組を積極的に発信されたい。

(2) 人材の育成

本市では、本年3月に「堺市職員力・組織力向上基本方針」が策定された。本方針では、職員のあるべき姿を「市民生活の安定・充実を図るため、向上心を持って挑戦し組織変革できる職員」と定め、「人事施策」「人事評価」「研修」を連携させて職員の能力開発に取り組むとされている。

任命権者においては、多様な人材の能力・適性等を考慮した効果的・戦略的な育成に組織全体で取り組むことが重要であり、外部環境の変化に対応するためのリスクリングを実施するなど、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮し、組織力を向上させる必要がある。また、民間との人事交流など外部の知見を積極的に取り入れることも重要である。管理職員においては、職員の意欲と能力が引き出されるよう、職員のライフプランや価値観

の変化も念頭に、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、職員との円滑なコミュニケーションを図ることで、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要であり、多様な行政課題の解決と質の高いサービスの提供に向け、柔軟で豊かな発想力、変革への行動力を発揮されることを期待する。

(3) 人事評価制度の活用

地方公務員法においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすると定められている。

本市においては、管理職員に対して、人事評価結果の昇給への活用が試行実施されている。また、十分な評価期間を確保し、人事評価制度の納得性をより高め、職員の人材育成と能力開発につながる制度とすることを目的に、令和3年度から、人事評価の評価期間を見直し、前期・後期の年2回評価から通年の年1回評価としている。

職員の意欲と能力を引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、人事評価制度の効果的な活用が不可欠である。任命権者においては、人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しをされたい。また、評価結果や貢献度等の職員へのフィードバックを通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織力の向上に結び付けることが重要であり、管理職員の人材マネジメントに係る能力の向上支援も含め、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

(4) 多様な人材の活躍推進

本市では、昨年3月に策定した「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、女性職員の比率に関する目標値を、教職員を除く全職員を対象に、令和8年度において管理職は30%以上、役職者は40%以上（役職者については、消防職員を除く。）としている。今年度の実績値は、管理職が20.5%、役職者が29.0%であり、一定の進捗がみられる。引き続き、女性職員の比率向上に向けた更なる取組が求められる。

女性登用を推進するためには、女性一人ひとりのキャリア形成の意欲向上を図るため、ライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すとともに、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、育成や徹底した時間外勤務の縮減、フレックスタイム制、テレワーク（在宅勤務）など、効果的な取組を進め、女性の活躍推進に向けた環境整備を図られたい。

第1表 行政職職員等の女性役職者、管理職比率

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
【行政職職員等】			
女性職員 / 全職員	34.0%	35.3%	35.8%
女性役職者 / 全役職者	27.7%	28.5%	29.0%
女性管理職 / 全管理職	16.0%	18.8%	20.5%
【教 職 員】			
女性職員 / 全職員	56.2%	56.5%	56.4%
女性役職者 / 全役職者	32.5%	33.3%	33.9%
女性管理職 / 全管理職	25.4%	25.2%	24.5%

(注) 行政職職員等（消防職員含む、教職員除く。役職者については、消防職員除く。）は各年4月1日現在、教職員（学校事務職員含む。）は各年5月1日現在の実績値である。

また、本年度から定年年齢が段階的に引き上げられる高齢期職員においては、これまでの豊富な経験等で培ってきた能力を発揮する業務に従事し、活躍できるよう、面談等を通じて、丁寧に本人の知識・経験等を確認し、個々の適性や能力、事情に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

さらに、障害のある職員一人ひとりがその能力を発揮できるよう、障害特性に応じた対応や、安心して働ける環境づくり等を通じた職場定着支援への取組が重要である。引き続き、これらについて合理的な配慮をされるとともに、今後も法定雇用率が達成されるよう取り組まれない。

変化の激しい社会において、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様な人材が活躍できる環境づくりが重要である。任命権者においては、全ての職員が意欲と能力を最大限発揮し、生き生きと働き続けることができるよう、多様性のある職場づくりを進めることが望まれる。

2 働きやすい職場環境の整備

公務能率の向上、職員の健康確保、柔軟な働き方の推進はもとより人材確保の観点からも、長時間労働の是正を始めとした働きやすい職場の構築は、組織を挙げて取り組む必要がある。また、メンタルヘルス不調やハラスメントについては、迅速かつ適切な対応が求められる。職員一人ひとりが、持てる力をいかに発揮し、質の高い行政サービスを提供するためにも、働きやすい職場環境を整えていくことが極めて重要である。

(1) 長時間労働の是正

労働基準法の改正や国家公務員における時間外勤務の上限規制の動きを受け、本市においては、人事委員会規則で時間外勤務命令の上限時間を規定し、同規則に基づき時間外勤務の上限規制が行われている。さらに、昨年より、やむを得ず原則又は例外の上限時間等を超過した場合には、人事委員会へ理由書の提出を求めている。また、教育職員については、教育委員会規則で時間外在校等時間の上限を規定し、同規則に基づき教育委員会において教育職員の業務量の適切な管理に取り組まれている。

本市では、昨年3月に「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」を策

定し、令和8年度目標として、時間外勤務総時間数令和元年度比10%削減、年間時間外勤務時間数360時間超職員ゼロを掲げ、その実現に向けた取組が進められている。昨年度の実績では、令和元年度比で時間外勤務総時間数が4.5%増加しているが、令和3年度比で1.3%縮減されている。加えて、時間外勤務時間数が年間360時間超の職員数についても、令和3年度比で減少しており、一定の成果が見られるところである。しかしながら、依然として過労死ラインに達する職員がいる状況もあり、長時間労働を常態化させることがないよう、更なる取組の推進が求められる。

第2表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の時間外勤務の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間360時間を超える時間外勤務者数 (360時間超過職員数/時間外勤務手当対象人員)	317人 (6.8%)	318人 (6.6%)	289人 (6.0%)
職員1人当たり平均年間時間外勤務時間数	112時間	112時間	110時間

一方、教育委員会においても、長時間労働の是正に向けた様々な取組が進められているが、教育職員の年平均勤務時間外在校等時間は、令和3年度比で1.8%増加し、年間勤務時間外在校等時間720時間を超える教育職員の割合は全校種で13.3%、校種別では中学校で29.5%存在している。教育職員が長時間労働を余儀なくされていることは全国的な課題となっており、人材確保への悪影響が懸念される中、市立学校教員志願者数は減少の一途を辿っている。深刻な教員不足の解消に向け、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組に直ちに着手し、勤務環境を一刻も早く改善することが求められる。

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。職員一人ひとりの意識改革はもとより所属長によるマネジメントのもと、組織全体として業務の削減・合理化、デジタル技術やAIの活用などDX推進による業務の効率化、人員配置の最適化等の

対策を講ずる必要がある。加えて、上限時間を超える時間外勤務を命じた場合においては、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を踏まえ、時間外勤務縮減に向けた具体的かつ適切な対策に取り組まなければならない。

任命権者においては、改めて使用者としての「安全配慮義務」を果たす立場から、長時間労働に起因する職員の心身の故障を防止し、公務能率を確保するために、職員の時間外勤務の実態を把握するだけでなく、要因の整理及び分析を行い、管理職員のマネジメント力強化や職員の適正配置、柔軟な働き方の推進等必要な対策に取り組むことが求められる。

労働基準監督機関としての役割を担う人事委員会においては、引き続き、職員の時間外勤務の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて所属長に対する聞き取りや指導等を行っていく。

(2) 柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現や健康確保に資するだけでなく、組織への貢献意欲を高め、能力開発や公務能率の向上、多様で有為な人材の確保につながるものである。

国においては、本年4月からフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化が実施されており、本年6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、育児期を通じた柔軟な働き方の推進や、国・地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の男性育児休業取得率の目標を先行的に前倒しすることなどが掲げられた。

本市においては、昨年10月から、男性職員がより育児に取り組める強化策・堺モデルとして、フレキシブル・ワーク（1日単位の勤務時間の変更及びテレワーク（在宅勤務）の要件緩和）の実施、仕事と家庭の両立支援の観点から、育児休業制度等を改正し、育児休業の取得回数制限の緩和、

子育てパパ休暇の対象期間の拡大、非常勤職員に係る育児休業取得要件の緩和が実施された。また、昨年3月に策定された「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、男性育児休業取得率を令和8年度までに80%とすることが目標値として示されており、昨年度の男性育児休業取得率は、令和3年度から11.3ポイント上昇し、46.4%となっている。

第3表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の育児休業取得率

育児休業取得率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性職員	96.5%	101.3%	98.9%
男性職員	34.6%	35.1%	46.4%

任命権者においては、先に述べた国の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇など、個々の事情に応じて自ら選択できる制度の創設等、効果的な取組を積極的に進め、多様で柔軟な働き方の実現に努められたい。

(3) メンタルヘルス対策

本市においては、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどの取組が進められているが、昨年度の長期病休者のうち、精神疾患による休職者は約6割（教職員については約7割）と依然として高い割合を占めている。また、昨年度に実施されたストレスチェックの受検率は83.2%であり、令和3年度を上回る結果となった。

任命権者においては、メンタルヘルス対策が重要課題であることを、組織全体の共通認識とし、関係者が連携して、相談体制や人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策の基本方針や計画を自主的に策定するなど、全庁的に推進する体制の構築に取り組まれたい。また、心身の健康を守るため、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの

活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。所属長においては、職員一人ひとりが自身の健康づくりに取り組むことで、持てる能力を十分発揮できるよう、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態を把握し、職員同士が相互に関心を払い、助け合うことができる風通しの良い職場環境づくりに取り組まれない。

(4) ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つける重大な人権侵害であり、許されない行為である。また、職場における信頼関係の悪化や、組織の士気の低下を引き起こし、ひいては業務能率の低下や貴重な人材の損失につながるだけでなく、公務への信用の失墜を招くおそれがある。

職員においては、職場におけるハラスメントは自身の信用を失うだけでなく、懲戒処分の対象となることを一人ひとりが肝に命じ、市民の模範となるべき立場として、今一度ハラスメントに対する意識を高める必要がある。また、仕事で関わる全ての人がお互いを尊重することで、ともにハラスメントのない職場にしていくことに努められたい。所属長においては、ハラスメント防止における重要な役割を担っていることから、質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。任命権者においては、ハラスメントの未然防止に向け、ハラスメントに対する理解をより深める研修等による意識啓発の取組を今後も推進していく必要がある。

3 市民からの信頼の確保

本市においては、安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現のため、市民協働によるまちづくりを推進している。協働を進めるに当たり、その基盤となるのは、市民と職員との信頼関係であることは言うまでもない。

公務員倫理の確保については、これまでも本委員会の報告において、服務規律の確保を図るため、綱紀粛正の徹底を繰り返し要請してきた。それにもかかわらず、職員とりわけ教職員による不祥事が後を絶たず、懲戒処分事案が依然として発生している。これらの不祥事が市全体の信用を失墜させ、市政運営に多大な支障を与えていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。教育委員会においては、体罰根絶に向けての指導等の実施や、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等を踏まえた取組の推進が求められている。本来、教育職員は児童生徒や保護者等との信頼関係の中で、児童生徒等を守り育てる立場であり、その人格形成に大きな影響を与えることを再認識し、厳正かつ実効性のある対応を徹底されたい。

不祥事の根絶に向け、職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。管理職員においては、率先垂範して服務規律を遵守するとともに、自らに課せられた管理監督責任を十分に自覚し、不祥事を決して許さない組織風土の醸成や、職場の綱紀粛正を常時徹底する必要がある。任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

令和5年 人事院勧告・報告の概要

令和5年8月7日



公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、**ボーナスを0.10月分引上げ**、**在宅勤務等手当を新設**
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員]5.2%、2級[主任等]2.8%等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。

また、近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、複雑化・高度化する行政課題を解決し、質の高い行政サービスを安定的に供給するためには、多様で有為な人材の確保が喫緊の課題です。

加えて、職員一人ひとりの意欲や能力を引き出し、組織力を最大化させる人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、相互理解と信頼関係が築かれる職場風土の中、柔軟で豊かな発想力を育み、改革への行動力を発揮されることを期待します。

一方、依然として職員の不祥事による懲戒処分事案が発生していることは、誠に遺憾であります。今一度、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、引き続きその職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和5年10月2日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

参 考 资 料

参考資料 目次

1 職員給与関係

令和5年堺市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数	6
第3表 給料表別、年齢別職員数	32
第4表 扶養手当の支給状況	34
第5表 住居手当の支給状況	34
第6表 通勤手当の支給状況	35

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	37
第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第8表 職種別、学歴別初任給	39
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第11表 民間における家族手当の支給状況	50
第12表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	50
第13表 民間における定年制の状況	51
第14表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	51
第15表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	51

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査	53
第16表 民間従業員の平均所定内給与額	54
第17表 民間従業員の所定内給与額の分布状況	55
第18表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額	55
(2) 生計費・労働経済指標	57
第19表 費目別、世帯人員別標準生計費	57
第20表 労働経済指標	58

1 職員給与関係

令和5年堺市職員給与実態調査の概要

本委員会が実施した本年の堺市職員給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

令和5年4月1日現在における、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

○ 調査の対象職員

調査期日において本市に在職する一般職の職員を対象とした。ただし第1表から第6表については、調査期日現在において、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・ 任期付職員
- ・ 現業職員
- ・ 企業職員
- ・ 会計年度任用職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 休職中の職員
- ・ 育児休業中の職員
- ・ 育児短時間勤務職員
- ・ 専従休職中の職員
- ・ 派遣されている職員
- ・ 暫定再任用職員

○ 調査の内容

給料表適用職員数、給与額、勤続年数、年齢、学歴等について調査した。

○ 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課、労務課及び行政部総務サービス課並びに教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課及び教職員人事課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等

その1 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居手当	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,566	324,279	9,287	9,406	34,352	377,324	7,165	79	384,568
医療職給料表	8	493,713	83,500	9,188	93,824	680,225	9,775	257,050	947,050
消防職給料表	1,014	307,652	5,024	14,604	32,728	360,008	7,119	30	367,157
保育職給料表	254	315,063	4,106	5,435	32,460	357,064	7,818	0	364,882
高等学校等 教育職給料表	158	360,738	3,927	9,310	36,664	410,639	7,872	8,584	427,095
小中学校等 教育職給料表	3,064	345,127	4,828	8,017	35,696	393,668	8,148	8,186	410,002
全給料表	8,064	330,702	6,862	9,405	34,703	381,672	7,570	3,572	392,814

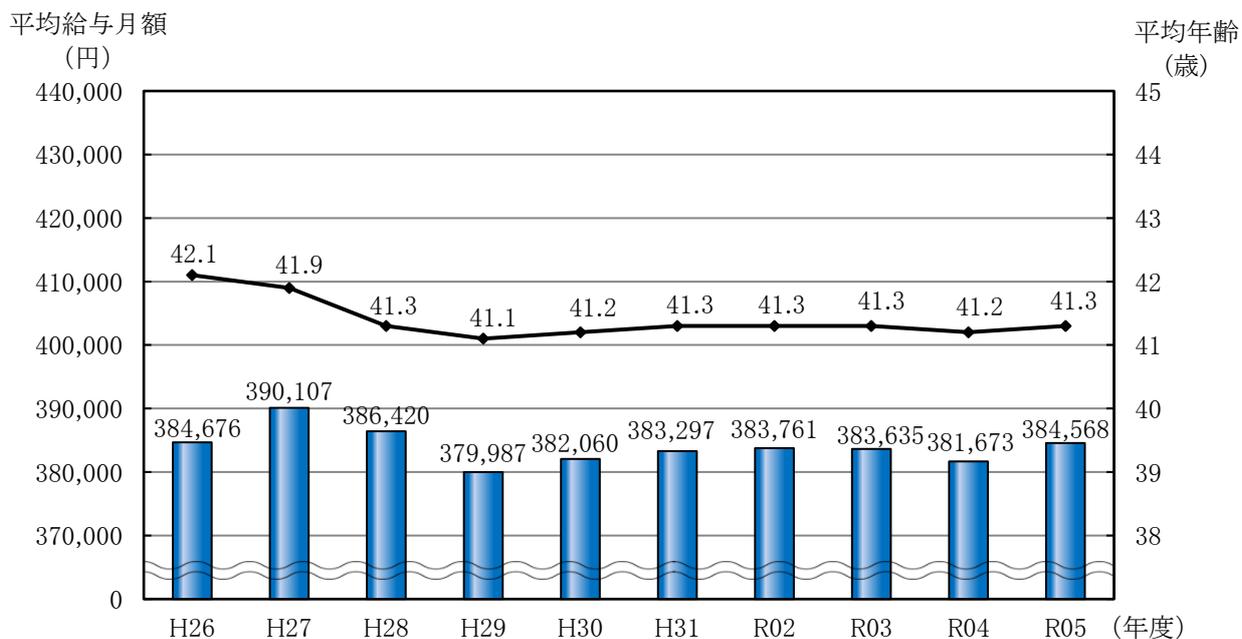
(注1) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「給与制度変更に伴う差額相当額」を含む。

(注2) その他は、「初任給調整手当」、「単身赴任手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

その2 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別、性別職員構成比

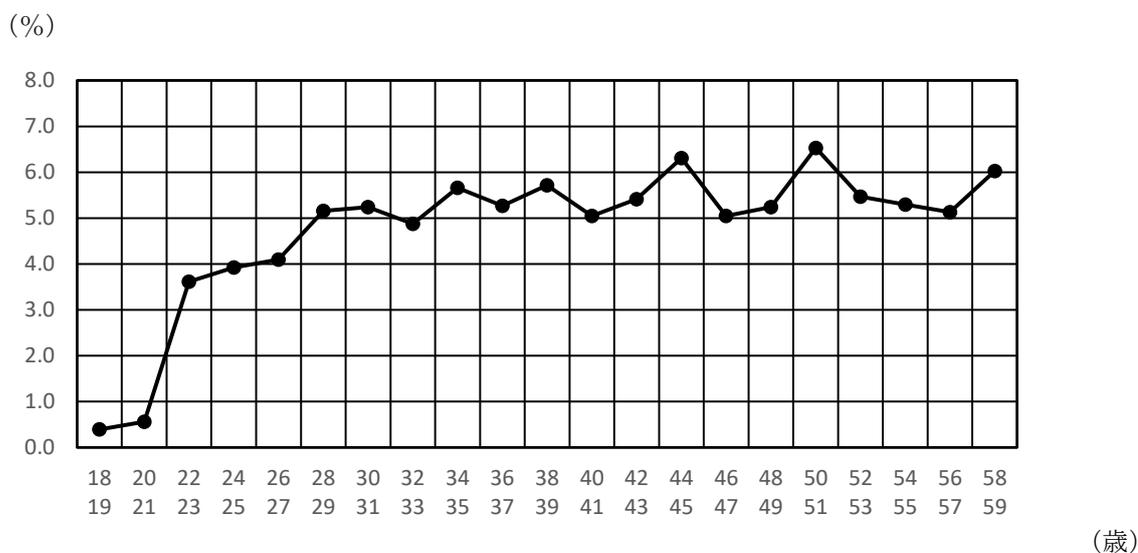
区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別職員構成比				性別職員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職給料表	41.3	16.2	0.4	17.8	3.3	78.5	58.1	41.9
医療職給料表	47.4	7.0	-	-	-	100.0	50.0	50.0
消防職給料表	37.7	14.9	0.4	45.0	1.6	53.1	96.2	3.9
保育職給料表	41.2	18.5	-	0.4	90.2	9.4	5.1	94.9
高等学校等 教育職給料表	39.3	10.2	-	1.3	3.8	94.9	50.6	49.4
小中学校等 教育職給料表	36.9	9.9	-	0.2	4.1	95.7	45.3	54.7
全給料表	39.1	13.6	0.2	13.6	6.1	80.0	56.2	43.8

その3 平均給与月額及び平均年齢の推移 (行政職給料表適用職員)



(注1) 平成26年度は、給与減額措置が実施されていたが、平均給与月額は減額前のものである。
(注2) 各年4月時点

その4 職員の年齢階層別人員構成比 (行政職給料表適用職員)



その5 平均給与月額の内訳の推移
 (行政職給料表適用職員)

区分 年	職員数	平均給与月額							合計
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居 手当	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
令和4年	3,579	322,496	9,117	9,117	34,133	374,863	6,739	71	381,673
令和5年	3,566	324,279	9,287	9,406	34,352	377,324	7,165	79	384,568
令和5年 - 令和4年	△ 13	1,783	170	289	219	2,461	426	8	2,895

(注) 各年4月時点

第2表 給料表別、級別、号別給料月額及び職員数
行政職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	152,300		197,600	68	235,800	20	243,600	1	308,000	
2	153,300		199,400	1	237,600		245,500		310,100	
3	154,300		201,200		239,300		247,500		312,300	
4	155,300		203,000	5	241,200		249,500	2	314,400	
5	156,300		204,500	76	243,100	23	251,400	4	316,400	
6	157,100		206,300	1	245,000		253,400		318,600	
7	157,900		208,100	1	246,700		255,400		320,800	
8	158,700		209,900	13	248,600	7	257,400	3	323,000	1
9	159,500		211,700	42	250,500	12	259,300	7	324,800	1
10	160,300		213,500	1	252,000	1	261,200		327,000	
11	161,100		215,400		253,700		263,300		329,100	
12	161,900		217,200	23	255,300	6	265,200	6	331,300	
13	162,700	6	218,900	48	257,100	8	267,300	5	333,400	2
14	163,700		220,500	2	258,600	1	269,300	1	335,400	
15	164,700		222,100	1	260,200		271,300		337,400	
16	165,700	9	223,600	23	261,900	12	273,400	4	339,300	14
17	166,700		225,300	43	263,500	5	275,400	7	341,200	4
18	167,700		227,100	1	265,200	1	277,200		342,900	
19	168,700		228,800	1	266,600		279,000		344,900	1
20	169,900	7	230,500	26	268,000	13	280,700	10	346,900	16
21	171,400	3	232,200	48	269,400	6	282,400	10	348,800	
22	173,400		233,900		271,100		284,400		350,600	3
23	175,400		235,700		273,000	1	286,400		352,400	1
24	177,400	10	237,400	26	274,800	6	288,500	15	354,200	8
25	179,400	1	239,200	63	276,500	7	290,300	26	356,000	1
26	181,400	1	240,700	4	278,300		292,300		357,700	8
27	183,600		242,400	1	280,100	2	294,400	1	359,500	
28	186,000	5	243,800	42	281,900	6	296,500	26	361,200	18
29	188,500	65	245,600	25	283,500	7	298,500	25	362,700	3
30	190,300	1	246,700	3	285,300		300,500		364,500	4
31	191,500	1	248,100	2	287,100		302,600	2	366,300	2
32	192,900		249,500	46	288,800	18	304,700	15	368,000	11
33	194,600	3	250,600	30	290,400	14	306,600	22	369,700	2
34	196,100		251,800		292,200	1	308,700		371,500	28
35	197,600		252,800	3	293,900	2	310,700		373,300	
36	198,900		253,800	31	295,700	16	312,800	21	375,100	7
37	199,900	9	254,800	19	297,200	7	314,600	22	376,700	1
38	201,000		256,100	5	299,000	4	316,600	1	378,500	10
39	202,300		257,700	2	300,800	8	318,700		380,300	1
40	203,600		259,200	32	302,600	15	320,700	18	382,100	5
41	204,700	5	260,300	29	304,100	10	322,600	15	383,600	3
42	206,000		261,700	4	305,800	9	324,600	4	385,200	14
43	207,400		263,100		307,500	5	326,400	6	386,800	3
44	208,800		264,400	27	309,100	12	328,300	22	388,400	8
45	209,800	1	265,700	23	310,600	5	330,000	21	390,000	7
46	211,100		267,100	2	312,100	11	331,700	6	391,600	6
47	212,500		268,500	1	313,700	3	333,600	3	393,200	
48	213,800		269,900	25	315,400	13	335,400	28	394,800	1

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
330,000		428,700		476,500	
332,700		431,600		479,600	
335,500		434,600		482,600	
338,200		437,500		485,600	2
341,000		440,500		488,700	
343,600		443,000		491,700	3
346,300		445,500		494,800	
349,000		447,900		497,900	1
351,600		450,400		500,900	1
354,200		452,900		503,900	5
356,700		455,400		506,900	2
359,300		457,800	1	509,900	1
361,900		460,100		512,700	6
364,300		462,500	1	515,600	1
366,800		465,000	4	518,600	3
369,200	1	467,500	7	521,400	1
371,700		469,800	8	524,100	2
374,100		471,800	11	527,000	
376,400		473,800	8	529,900	
378,800		475,700	9	532,900	
381,100	3	477,600	3	535,800	
383,400	2	479,600	8	538,100	
385,700		481,500	4	540,600	
388,000	3	483,500	5	543,100	
390,200		485,300	1	545,500	
392,400	3	487,300	5	547,800	
394,600	3	489,300	1	550,300	
396,800	3	491,300	3	552,800	
398,900	1	493,200	1	555,200	
401,000	3	494,800	2	556,900	
403,100	3	496,500		558,700	
405,100	3	498,200		560,500	
407,200	1	499,800		562,200	1
409,200	6	501,200			
411,100		502,600			
413,100	4	503,800			
415,000	11	504,900			
416,900	1	505,900			
418,800	5	506,800			
420,600	5	507,700			
422,400	5	508,500			
424,300	9	509,100			
426,000	3	509,600			
427,700	7	510,200			
429,300	4	510,600			
431,000	40				
432,500	3				
434,100	7				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	214,800	3	270,700	12	317,100	5	337,300	4	396,200	3
50	215,900		271,900		318,800	5	339,000	11	397,500	7
51	217,000		273,100	1	320,500	7	340,700	6	398,800	1
52	218,100		274,400	11	322,200	14	342,400	22	400,100	5
53	219,100	9	275,300	13	323,800	4	344,000	2	401,400	1
54	220,200		276,500	1	325,500	9	345,700	15	402,400	1
55	221,300		277,800		327,200	6	347,300	3	403,300	1
56	222,400		279,100	15	328,800	12	349,000	23	404,300	4
57	223,300	2	280,100	6	330,300	4	350,600	2	405,100	4
58	224,300		281,100	1	331,900	2	352,200	2	406,100	6
59	225,400		282,200		333,600	3	353,900	4	407,000	8
60	226,400		283,300	7	335,300	5	355,500	15	407,900	2
61	227,400	1	284,400	4	336,900	6	357,100	5	408,800	8
62	228,300		285,100		338,600	11	358,800	14	409,500	13
63	229,400		286,100		340,300	3	360,400		410,200	9
64	230,500		287,100	2	342,000	9	362,200	4	410,800	9
65	231,200	1	287,900	3	343,600	6	363,900	5	411,500	6
66	232,300		288,800	1	345,100	3	365,500	11	412,100	11
67	233,300		289,600		346,500	5	367,200	5	412,700	10
68	234,400		290,500	6	348,000	11	368,900	16	413,300	24
69	235,300	1	291,300	4	349,500	9	370,500	5	413,900	10
70	236,100		292,100	1	351,000	3	372,000	12	414,200	9
71	236,900		292,900		352,500	4	373,500	4	414,500	4
72	237,700		293,700	4	353,900	6	375,000	10	414,900	14
73	238,300	2	294,300		355,400	4	376,500	6	415,300	9
74	239,000		294,800		356,600	6	377,700	4	415,500	8
75	239,700		295,200		357,700	7	378,800	3	415,800	8
76	240,400		295,700	1	358,900	3	380,000	7	416,100	15
77	241,000	1	295,900		360,100	9	381,000	10	416,400	7
78	241,800		296,100		361,300	4	382,200	5	416,500	1
79	242,600		296,500		362,400	2	383,400	3	416,600	2
80	243,400		296,900	4	363,600	2	384,600	4	416,700	
81	243,800		297,100	1	364,800	18	385,700	3	416,800	
82	244,300		297,300		365,700	5	386,500	10	416,900	
83	244,800		297,700		366,600	9	387,400	2	417,000	
84	245,500		298,100	2	367,500	4	388,300	4	417,100	
85	246,100		298,300		368,200	3	389,100	9	417,200	14
86	246,800		298,600		369,000	20	389,900	7		
87	247,300		299,000		369,900	3	390,700	12		
88	248,000		299,400	3	370,800	15	391,600	4		
89	248,700		299,700	1	371,700	11	392,500	10		
90	249,200		300,100		372,300	14	393,000	6		
91	249,600		300,400		372,900	25	393,600	13		
92	250,100		300,800		373,500	15	394,100	15		
93	250,400		301,000		374,100	15	394,500	9		
94			301,200		374,600	12	395,100	7		
95			301,400		375,200	14	395,600	8		
96			301,800	1	375,800	23	396,200	20		
97			302,000		376,300	23	396,700	9		
98			302,300		376,600	3	397,100	6		
99			302,700		376,800	8	397,500	7		
100			303,100	1	377,000	3	397,800	16		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
101			303,300	2	377,200		398,100	7		
102			303,500		377,500		398,400	15		
103			303,900		377,700		398,700	5		
104			304,300		378,000	2	399,000	6		
105			304,500		378,200		399,100	3		
106			304,900		378,400		399,300	2		
107			305,200		378,600		399,500	1		
108			305,600		378,800		399,600	1		
109			305,800		379,000		399,700			
110			306,000		379,200		399,800			
111			306,400	1	379,400		399,900			
112			306,700		379,600	1	400,000	1		
113			306,900		379,800	18	400,100	5		
114			307,300							
115			307,700							
116			308,100							
117			308,300							
118			308,500							
119			308,700							
120			309,000							
121			309,300							
122			309,600							
123			309,900							
124			310,200							
125			310,600	1						
職員数計		147人		979人		750人		824人		428人

医療職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	250,100		340,200		409,000		487,000		584,100	
2	252,600		343,300		411,900		489,300		587,200	
3	255,100		346,400		414,800		491,600		590,300	
4	257,600		349,500		417,700	1	493,900		593,400	
5	260,000		352,200		420,400		496,200		596,400	
6	263,800		355,500		423,200		498,400		598,800	
7	267,600		358,800		426,000		500,600		601,200	
8	271,400		362,100		428,800		502,800		603,600	
9	275,000		365,000		431,400		505,100		605,700	
10	279,000		368,200		434,100		507,200		607,100	
11	283,100		371,400		436,800		509,300		608,600	
12	287,100		374,600		439,500		511,400		610,000	
13	291,000		377,500		442,000		513,500		611,500	
14	295,000		381,200		444,500		515,600		612,500	
15	299,100		384,900		447,000		517,700		613,600	
16	303,100		388,600		449,500		519,800		614,600	
17	306,800		392,200		451,800		521,900		615,700	
18	310,400		394,800		454,200		523,900		616,600	
19	314,100		397,600		456,600		525,900		617,600	
20	317,700		400,400		459,000	1	527,900		618,500	
21	321,400		403,300		461,300		529,600		619,500	
22	325,400		405,900		463,700		531,500			
23	329,300		408,500		466,100		533,400			
24	333,200		411,100		468,500		535,300			
25	336,800		413,500		470,800		536,900			
26	339,900		415,800		473,100		538,700			
27	342,900		418,100		475,400		540,500			
28	345,900	1	420,400		477,700	1	542,300			
29	349,000		422,800		479,900		544,200			
30	351,400		424,900		482,200		545,900			
31	353,700		427,000		484,500		547,700			
32	355,800		429,100		486,800		549,500			
33	358,000		431,300		488,900		551,300	1		
34	360,300		433,300		491,000		553,100			
35	362,800		435,300		493,100		554,800			
36	365,300		437,300		495,200		556,600			
37	367,400		439,200		497,300		558,200			
38	369,700		441,200		499,100		559,800			
39	372,100		443,200		500,900		561,400			
40	374,500		445,200		502,700		562,900			
41	376,700		447,200		504,400		564,500			
42	378,300		449,000		506,200		565,900			
43	379,800		450,700		508,000		567,300	1		
44	381,200		452,500		509,800		568,700			
45	382,500		454,400		511,400		569,800			
46	384,000		456,200		513,200		570,800			
47	385,400		458,000		515,000		571,800			
48	386,900		459,800		516,700		572,800			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	387,900		461,700		518,300		573,700			
50	389,000		463,500		519,600		574,500			
51	389,900		465,300		520,900		575,400			
52	390,800		467,100		522,100		576,300			
53	391,700		468,900		523,400		577,100			
54	392,600		470,100		524,700		578,000			
55	393,500		471,200		526,000		578,800			
56	394,200		472,400		527,200		579,700			
57	394,900		473,600		528,300		580,600			
58	395,900		474,600		529,100		581,500			
59	396,800		475,600		530,000		582,400			
60	397,600		476,600		530,800		583,200			
61	398,500		477,500		531,600		584,100			
62	399,100		478,000		532,500		585,000			
63	399,500		478,700		533,400		585,900			
64	400,000		479,400		534,200		586,800			
65	400,300		480,100		535,100		587,700			
66			480,800		536,000					
67			481,500		536,700					
68			482,200		537,500					
69			482,600		538,300					
70			483,300		539,000					
71			484,000		539,900					
72			484,700		540,700					
73			485,100		541,300					
74			485,700		542,100					
75			486,400		543,000					
76			486,900		543,600					
77			487,300		544,100					
78			487,900		545,000					
79			488,400		545,700					
80			489,000		546,500					
81			489,700		547,500					
82			490,200		548,000					
83			490,700		548,900	1				
84			491,300		549,800					
85			491,700		550,200					
86			492,200		551,100					
87			492,800		552,000					
88			493,300		552,900	1				
89			493,700		553,700					
90			494,200							
91			494,700							
92			495,300							
93			495,800							
94			496,300							
95			496,900							
96			497,500							
97			498,000							
職員数計	1人		0人		5人		2人		0人	
							職員数合計		8人	

消防職給料表

号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
職務 の級	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	152,400		184,400		214,000		259,300		308,500	
2	153,500		186,200		216,000		261,300		310,700	
3	154,600		188,000		218,000		263,300		312,900	
4	156,000		189,800		220,000		265,300		315,100	
5	157,000		191,700		222,100		267,100		317,000	
6	158,300		194,000		224,100		269,000		319,200	
7	159,500		196,300		226,100		270,800		321,400	
8	161,000		198,600	4	228,100		272,700		323,500	
9	162,200		200,800		230,100		274,600		325,500	
10	163,800		203,400		231,900	1	276,400		327,600	
11	165,000		205,900		233,700		278,200		329,800	
12	166,200		208,400	12	235,500		279,900	1	332,000	
13	167,000	6	210,700		237,300		282,000		334,000	
14	168,700		212,500		239,100		283,900		336,200	
15	170,400		214,300	1	241,000		285,600		338,300	
16	171,900	5	216,100	18	242,900	2	287,600		340,500	
17	173,400		218,100		244,400		289,500		342,500	
18	175,300		220,000	4	246,200	1	291,200		344,500	
19	177,100		221,900		248,000		292,600	1	346,700	
20	178,800	9	223,800	18	249,800	6	294,100	2	348,900	
21	180,600	4	225,700		251,200		295,800		351,100	
22	182,300		227,500	4	252,600		297,300		353,000	
23	183,700		229,300		253,900		299,100		355,000	
24	185,400	4	231,100	13	255,300	5	301,000	1	356,900	
25	187,300	1	233,000		256,500		302,500		358,900	
26	189,100		234,600	7	258,100	1	304,500	2	360,900	
27	191,200		236,300	1	259,600		306,500		362,800	
28	193,300	3	238,000	19	260,900	9	308,500	8	364,800	3
29	195,500	14	239,600		262,000		310,400	1	366,700	
30	197,900	7	241,400	11	263,100	4	312,500	3	368,500	2
31	200,300		243,200		264,400		314,600		370,200	
32	202,700	17	245,000	15	265,600	7	316,600	2	372,000	2
33	205,100	1	246,600		266,900		318,500	1	373,700	
34	206,900	5	248,100	7	268,300	2	320,500	5	375,400	
35	208,800		249,500		269,300		322,600	2	377,200	
36	210,600	1	251,000	26	270,600	3	324,700	3	379,000	5
37	212,400	2	252,400		271,700		326,600		380,700	
38	214,200		253,800	14	273,000	8	328,700	2	382,400	
39	216,000		255,100		274,200		330,800	1	384,100	
40	217,800		256,300	23	275,400	11	332,800	13	385,800	1
41	219,700		257,400		276,600		334,800	1	387,600	
42	221,500	2	258,600	13	278,100	10	336,600	2	389,400	
43	223,300		259,800	2	279,600		338,500	1	391,100	
44	225,100		261,000	12	280,900	12	340,400	12	392,900	
45	226,800		262,500		282,100		341,900	3	394,600	6
46	228,400	1	263,800	12	283,700	14	343,600	3	396,400	
47	230,100		264,900		285,400		345,500	2	398,100	1
48	231,800		266,200	10	286,800	19	347,400	9	399,800	
49	233,400	1	267,100		288,500		349,300		401,500	
50	235,200	2	268,400	15	290,200	9	351,000	5	403,100	1
51	237,100		269,600		291,600		352,600	1	404,700	1
52	238,900		270,900	12	293,300	8	354,300	4	406,300	

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
330,000		428,700		476,500	
332,700		431,600		479,600	
335,500		434,600		482,600	
338,200		437,500		485,600	
341,000		440,500		488,700	
343,600		443,000		491,700	
346,300		445,500		494,800	
349,000		447,900		497,900	1
351,600		450,400		500,900	
354,200		452,900		503,900	
356,700		455,400		506,900	
359,300		457,800		509,900	
361,900		460,100		512,700	1
364,300		462,500		515,600	
366,800		465,000		518,600	
369,200		467,500		521,400	
371,700		469,800		524,100	
374,100		471,800		527,000	
376,400		473,800	1	529,900	
378,800		475,700	3	532,900	
381,100		477,600	1	535,800	
383,400		479,600		538,100	
385,700		481,500		540,600	
388,000		483,500	1	543,100	
390,200		485,300	1	545,500	
392,400		487,300		547,800	
394,600		489,300		550,300	
396,800		491,300		552,800	
398,900		493,200		555,200	
401,000		494,800		556,900	
403,100		496,500		558,700	
405,100		498,200		560,500	
407,200		499,800		562,200	
409,200		501,200			
411,100		502,600			
413,100		503,800			
415,000		504,900			
416,900		505,900			
418,800		506,800			
420,600		507,700			
422,400		508,500			
424,300	1	509,100			
426,000		509,600			
427,700		510,200			
429,300		510,600			
431,000	1				
432,500					
434,100	1				
435,500					
436,700	4				
438,000	1				
439,100	1				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	240,200		272,000		294,800		356,000		407,800	1
54	241,600	1	273,500	6	296,500	7	357,600		409,400	8
55	243,000		274,900		298,100		359,300		410,900	
56	244,300		276,300	10	299,800	14	361,000	5	412,500	2
57	245,500		277,600		301,400		362,500	1	414,100	
58	246,700	1	279,300	9	303,100	7	364,200	2	415,300	4
59	247,800		280,900		304,800		365,900	1	416,600	3
60	248,800		282,300	2	306,600	13	367,500	2	417,800	
61	249,600		283,800		308,100		369,200		419,000	2
62	250,900	1	285,300	3	309,600	3	370,900	1	420,000	1
63	252,300		286,600		311,400		372,600		421,000	1
64	253,600		288,200	1	313,200	15	374,300	4	421,900	2
65	255,100		289,600		314,600		375,900		422,900	3
66	256,500		290,900	5	316,300	6	377,600	2	423,900	6
67	257,700		292,300		317,900		379,300	1	424,900	3
68	259,000		293,700	1	319,500	7	380,900	3	425,800	1
69	260,300		295,300		321,000		382,500		426,800	2
70	261,500	1	296,800	2	322,400	5	384,000		427,400	1
71	262,600		298,300		323,800		385,500		428,100	5
72	263,700		299,900	5	325,300	2	387,000	2	428,800	1
73	264,800		301,100		326,500		388,300	1	429,400	2
74	266,200		302,400	1	328,100	2	389,500	3	430,000	4
75	267,500		303,900		329,800		390,700	2	430,700	1
76	268,700		305,400	1	331,500	3	391,900		431,300	4
77	270,000		306,600		333,200		393,100	1	432,000	3
78	271,400		308,000	2	334,900	1	394,300	1	432,500	3
79	272,700		309,400		336,600		395,500	3	433,000	
80	273,900		310,900		338,100	9	396,700	4	433,500	1
81	274,800		312,100		339,800		397,800		434,000	2
82	276,200		313,500		341,500		398,700		434,400	
83	277,300		314,800		342,900		399,500	1	434,800	
84	278,700		316,200		344,600	1	400,400		435,200	
85	280,000		317,400		346,200		401,100		435,500	
86	281,300		318,600	1	347,700		402,000	3	435,800	
87	282,600		320,000		349,300		402,900	1	435,900	
88	283,800		321,400		351,000	2	403,800		436,100	
89	285,000		322,800		352,400		404,700		436,300	
90	286,200		324,300		353,800		405,200	1	436,500	
91	287,300		325,600		355,300		405,800	2	436,800	
92	288,400		327,100		356,800	1	406,400	2	437,000	
93	289,600		328,300		358,300	1	406,800	2	437,200	
94	290,700		329,600		359,800		407,400			
95	292,000		330,900		361,200		407,900	2		
96	293,300		332,000	1	362,600	7	408,500			
97	294,500		333,500		363,900		409,100	4		
98	295,700		334,900		365,200		409,500	3		
99	296,900		336,300		366,400		409,900			
100	298,100		337,700		367,500	4	410,200	2		
101	299,300		338,900		368,700		410,500	2		
102	300,500		339,900		369,900	3	410,900	1		
103	301,600		341,200		371,200		411,300	1		
104	302,800		342,500		372,300		411,700			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,800		343,600		373,600		411,900			
106	305,000		344,600		374,000	1	412,200			
107	306,200		345,700		374,600		412,500			
108	307,500		346,800		375,300		412,800			
109	308,500		347,900		376,000		413,100			
110	309,700		348,900		376,500	3	413,300			
111	310,800		349,800		377,100		413,600			
112	312,000		350,700		377,700		413,900			
113	313,100		351,700		378,200		414,200			
114	314,100		352,700		378,700	4	414,500			
115	315,100		353,700		379,300		414,700			
116	316,200		354,700		379,900	1	415,000			
117	317,100		355,700		380,300		415,100			
118	317,800		356,200		380,900	1	415,400			
119	318,500		356,800		381,400		415,700			
120	319,200		357,400		382,000	3	415,900			
121	319,800		357,800		382,200		416,200			
122	320,500		358,300		382,800	2	416,500			
123	321,200		358,700		383,500	1	416,800			
124	321,800		359,200		384,100		417,100			
125	322,700		359,600		384,600		417,400			
126	323,400		360,000		385,000					
127	324,200		360,400		385,500					
128	325,000		360,900		386,000	1				
129	325,600		361,400		386,300					
130	326,400		361,900		386,700	5				
131	327,100		362,400		387,200					
132	327,900		362,900		387,700	3				
133	328,500		363,400		387,900	1				
134	328,800		363,900		388,400	12				
135	329,300		364,300		388,900					
136	329,800		364,700		389,300	1				
137	330,100		364,900		389,600					
138			365,400		390,100					
139			365,900		390,600					
140			366,400		391,100					
141			366,700		391,400					
142			367,200							
143			367,700							
144			368,100							
145			368,400							
職員数計	89人		323人		284人		157人		88人	

保育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	158,200		212,600		243,600		308,000		330,000	
2	159,400		214,700		245,500		310,100		332,700	
3	160,600		216,800		247,500		312,300		335,500	
4	161,800		218,900		249,500		314,400		338,200	
5	163,000		221,000		251,400		316,400		341,000	
6	164,300		223,100		253,400		318,600		343,600	
7	165,600		225,200		255,400		320,800		346,300	
8	167,000		227,300		257,400		323,000		349,000	
9	168,400		229,200		259,300		324,800		351,600	
10	169,900		231,000		261,200		327,000		354,200	
11	171,400		232,700		263,300		329,100		356,700	
12	173,000		234,600		265,200		331,300		359,300	
13	174,600		236,500		267,300		333,400		361,900	
14	176,300		238,400		269,300		335,400		364,300	
15	178,000		240,300		271,300		337,400		366,800	
16	179,800		242,200		273,400		339,300		369,200	
17	181,600		244,100		275,400		341,200		371,700	
18	183,500		246,000		277,200		342,900		374,100	
19	185,400		247,900		279,000		344,900		376,400	
20	187,400		249,800		280,700		346,900		378,800	
21	189,400		251,600		282,400		348,800		381,100	
22	191,500		253,300		284,400		350,600		383,400	
23	193,600		255,000		286,400		352,400		385,700	
24	195,700	4	256,700		288,500		354,200		388,000	
25	197,800	7	258,400		290,300		356,000		390,200	
26	199,900		260,100		292,300		357,700		392,400	
27	202,000		261,800		294,400		359,500		394,600	
28	204,100	7	263,500		296,500		361,200		396,800	
29	206,200		265,200		298,500		362,700		398,900	
30	208,300		267,100		300,500		364,500		401,000	
31	210,400		269,000		302,600		366,300		403,100	1
32	212,500	9	270,900		304,700		368,000		405,100	
33	214,600		273,000		306,600		369,700		407,200	
34	216,700		275,000		308,700		371,500		409,200	
35	218,800		277,000		310,700		373,300		411,100	
36	220,900	9	279,100		312,800		375,100		413,100	
37	222,900	1	280,900		314,600		376,700		415,000	
38	224,900		282,800		316,600		378,500		416,900	
39	226,900		284,600		318,700		380,300		418,800	
40	228,900	8	286,400		320,700		382,100		420,600	
41	230,900		288,300		322,600		383,600		422,400	
42	232,900		290,200		324,600		385,200		424,300	
43	234,900		292,000		326,400		386,800		426,000	
44	236,900	11	294,000	1	328,300		388,400		427,700	
45	238,900		296,000		330,000		390,000		429,300	
46	240,800		298,000		331,700		391,600	1	431,000	
47	242,700		300,000		333,600		393,200		432,500	
48	244,600	7	301,800		335,400		394,800		434,100	

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	246,500		303,600		337,300		396,200		435,500	
50	248,400		305,400		339,000		397,500		436,700	3
51	250,300		307,200	2	340,700		398,800		438,000	
52	252,100	10	308,800		342,400		400,100	1	439,100	1
53	253,900		310,400	1	344,000	1	401,400		440,200	3
54	255,700		312,000		345,700		402,400	1	441,200	2
55	257,400		313,400		347,300		403,300		442,100	1
56	259,100	7	314,900	1	349,000	1	404,300		443,100	1
57	260,800		316,400		350,600		405,100	1	444,100	2
58	262,500	4	317,800		352,200		406,100	1	444,900	
59	264,200		319,100		353,900		407,000	2	445,800	
60	265,900	4	320,500	1	355,500		407,900	2	446,700	1
61	267,600	5	321,700	3	357,100		408,800		447,600	
62	269,300		322,900		358,800		409,500		448,400	
63	270,900	1	324,300		360,400		410,200	1	449,200	
64	272,400	3	325,600		362,200		410,800	1	450,000	
65	273,900		326,900	1	363,900	1	411,500		450,900	
66	275,400	1	328,200		365,500	1	412,100	3	451,700	
67	276,900	3	329,500		367,200	2	412,700		452,200	
68	278,400	1	330,800		368,900		413,300	3	453,100	
69	279,900		332,000	2	370,500	2	413,900	1	453,700	
70	281,300		333,200		372,000	1	414,200		454,100	
71	282,700		334,300	1	373,500	3	414,500	3	454,500	
72	284,000	1	335,600		375,000	1	414,900		454,900	
73	285,300		336,600	1	376,500		415,300		455,200	
74	286,600		337,700	2	377,700	1	415,500		455,500	
75	287,900		338,700	1	378,800	2	415,800		455,900	
76	289,000		339,800		380,000		416,100	1	456,200	
77	290,100		340,900	1	381,000	4	416,400		456,600	
78	291,200		341,800	1	382,200	2	416,500			
79	292,300		342,700	4	383,400		416,600			
80	293,300	1	343,600	2	384,600		416,700			
81	294,300		344,300	2	385,700	2	416,800			
82	295,100		345,000		386,500		416,900			
83	295,900		345,600	1	387,400		417,000			
84	296,700	1	346,300		388,300		417,100			
85	297,400		347,000	3	389,100	2	417,200			
86	297,900		347,600	1	389,900					
87	298,400		348,000		390,700					
88	299,100		348,500	3	391,600					
89	299,600		349,000	5	392,500					
90	299,900		349,500	3	393,000					
91	300,400		349,800	5	393,600					
92	300,900		350,300	2	394,100					
93	301,200		350,700	5	394,500					
94	301,700		351,200	3	395,100					
95	302,100		351,700	4	395,600					
96	302,600		352,200	4	396,200					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	302,900		352,600	1	396,700					
98	303,400		353,100	2	397,100	1				
99	303,900		353,600	2	397,500					
100	304,400		354,100	3	397,800					
101	304,800		354,400	2	398,100					
102	305,000		354,700	5	398,400					
103	305,400		355,000		398,700					
104	305,800		355,400	1	399,000					
105	306,100		355,700	2	399,100					
106	306,400		355,900		399,300					
107	306,500		356,100		399,500					
108	306,800		356,400		399,600					
109	307,100		356,700		399,700					
110	307,400		357,000		399,800					
111	307,700		357,200		399,900					
112	307,800		357,500		400,000					
113	308,100		357,700		400,100					
114	308,300		358,000							
115	308,500		358,300							
116	308,700		358,600							
117	308,800		358,800							
118	308,900		359,100							
119	309,100		359,300							
120	309,300		359,600							
121	309,500		359,900	1						
122	309,600									
123	309,800									
124	310,000									
125	310,100									
126	310,300									
127	310,500									
128	310,700									
129	310,800									
130	311,000									
131	311,200									
132	311,400									
133	311,500									
134	311,600									
135	311,900									
136	312,100									
137	312,200									
138	312,400									
139	312,600									
140	312,800									
141	312,900									
142	313,100									
143	313,300									
144	313,500									

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数				
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	313,600				
146	313,700				
147	313,900				
148	314,100				
149	314,300				
150	314,500				
151	314,700				
152	314,800				
153	315,000				
職員数計	105人	85人	27人	22人	15人
				職員数合計	254人

高等学校等教育職給料表

号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	157,600		191,300		277,400		410,800		482,600	
2	159,200		193,700		280,200		412,600		484,100	
3	160,800		196,200		282,900		414,200		485,600	
4	162,400		198,700		285,800		415,700		487,100	
5	164,100		201,100		288,500		417,000		488,600	
6	166,100		203,200		291,300		418,500		489,400	
7	168,000		205,300		294,100		420,000		490,200	
8	169,900		207,300		296,900		421,500		491,000	
9	171,800		209,200	3	299,400		422,900		491,800	2
10	174,100		210,700		302,100		424,400		492,600	
11	176,400		212,000	1	304,800		425,900		493,400	
12	178,700		213,300	2	307,500		427,400		494,200	
13	180,900		214,800	1	310,100		428,800		494,800	1
14	182,900		217,100		312,900		430,400		495,600	
15	184,700		219,300		315,700		432,000	1	496,400	
16	186,500		221,500	2	318,500		433,600		497,200	
17	188,500		223,400		321,300		435,100		498,100	
18	190,700		225,900	1	323,800		436,700		498,900	
19	192,900		228,300		326,300		438,300		499,500	
20	195,100		230,700	4	328,700		439,900		500,100	
21	197,300		233,000		331,100		441,500		500,700	
22	199,400		235,900		333,500		443,100		501,300	
23	201,500		239,100		335,900		444,700		501,900	
24	203,500		242,000	4	338,200		446,300		502,500	
25	205,200		245,300		340,500		447,700		503,100	
26	206,600		248,000		342,900		449,000		503,700	
27	207,800		250,600		345,300		450,300		504,300	
28	209,000		253,200	1	347,600		451,600	1	504,900	
29	210,500		255,800		349,800		453,000		505,500	
30	212,500		258,500	3	352,100		454,200			
31	214,500		261,400		354,400		455,300	1		
32	216,500		264,300	4	356,600		456,500			
33	218,300		267,200		358,700		457,700			
34	220,500		269,900	1	360,900	1	458,900			
35	222,700		272,600	2	363,100		460,400			
36	225,000		275,200	3	365,300		461,900	1		
37	227,000		277,900	1	367,400		463,300			
38	229,100		280,600	3	369,700		464,800	1		
39	231,300		283,300	1	371,900		466,300			
40	233,300		286,000	3	374,100		467,800			
41	235,500		288,400	1	376,300		469,200			
42	237,100		291,000	2	378,500		470,100	1		
43	238,600		293,600		380,700		471,000			
44	240,100		296,200	3	382,900		471,900			
45	241,600		298,700		384,900		472,400			
46	243,300		301,300	2	386,900		473,300			
47	245,000		303,900		389,000		474,200			
48	246,800		306,400		391,200	1	474,900			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	248,500		308,800	2	393,200		475,300			
50	250,200		311,200	3	395,300		475,800			
51	251,800		313,600	2	397,300		476,300			
52	253,500		316,000	5	399,300		476,800			
53	255,000		318,400	3	401,300		477,100			
54	256,600		320,900		403,200	1	477,700			
55	258,100		323,400		404,900		478,100			
56	259,600		325,800	1	406,700		478,500			
57	260,800		328,200	1	408,100		478,800			
58	262,300		330,600	3	409,500		479,200			
59	263,800		333,000	2	410,800		479,600			
60	265,300		335,400	1	412,100		480,000			
61	266,800		337,600		413,500		480,400			
62	268,100		339,800		414,800	1				
63	269,300		342,100	1	416,200					
64	270,500		344,300	3	417,600					
65	271,700		346,500		419,000					
66	273,300		348,700	1	420,400					
67	274,900		350,900	1	421,800					
68	276,400		353,100	4	423,200					
69	277,800		355,200	1	424,600					
70	279,300		357,500	2	426,000					
71	280,800		359,800	1	427,400					
72	282,300		362,100	1	428,800					
73	283,500		364,200	1	430,000					
74	284,900		366,400		431,400					
75	286,200		368,600		432,800	1				
76	287,500		370,800	2	434,200					
77	288,600		372,700	1	435,300					
78	289,800		374,700		436,400					
79	290,900		376,800		437,600					
80	292,000		379,000	1	438,800					
81	293,100		381,100	2	439,800					
82	294,300		383,100	2	440,500	2				
83	295,500		385,000	2	441,200					
84	296,600		386,800	1	441,900					
85	297,700		388,800	1	442,400					
86	298,900		390,500	4	443,100					
87	300,100		392,000	2	443,800	1				
88	301,200		393,600	2	444,600					
89	302,100		394,700	1	445,100					
90	303,100		396,100		445,700	1				
91	304,300		397,400		446,200					
92	305,500		398,700	1	446,800	1				
93	306,100		400,100	1	447,300					
94	307,300		401,300	2	447,500					
95	308,500		402,600		447,700					
96	309,700		403,900	2	447,900					

給 号	職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
		円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97		310,700		405,400		448,100					
98		311,800		406,700	1	448,300	1				
99		312,900		408,000		448,400					
100		314,000		409,300		448,600					
101		314,700		410,500	1	448,800					
102		315,800		411,600		449,000					
103		316,800		412,700	2	449,200					
104		317,800		413,800		449,400					
105		318,400		414,700	2	449,500					
106		319,200		415,800		449,700					
107		320,000		416,900	1	449,900					
108		320,800		418,000		450,100					
109		321,300		418,700		450,300					
110		321,800		419,500							
111		322,400		420,400							
112		323,000		421,300							
113		323,600		422,000							
114		324,100		422,500							
115		324,600		422,800							
116		325,100		423,100	1						
117		325,500		423,300							
118		326,000		423,700	1						
119		326,500		424,100							
120		327,000		424,500	1						
121		327,500		424,800							
122		328,000		425,000							
123		328,400		425,200	1						
124		328,800		425,500							
125		329,300		425,700							
126		329,700		425,900							
127		330,000		426,100	1						
128		330,300		426,300	1						
129		330,500		426,500							
130		330,700		426,700							
131		330,900		426,800	1						
132		331,100		427,000	1						
133		331,300		427,200							
134		331,500		427,400	1						
135		331,700		427,600	4						
136		331,900		427,800	1						
137		332,100		427,900	2						
138		332,300		428,100	1						
139		332,500		428,300							
140		332,700		428,500							
141		332,900		428,700							
142		333,100		428,900							
143		333,200		429,100							
144		333,400		429,300							

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
145	333,600		429,500								
146	333,800		429,700								
147	334,000		429,900								
148	334,200		430,100								
149	334,400		430,300								
150	334,600										
151	334,800										
152	335,000										
153	335,100										
154	335,300										
155	335,500										
156	335,700										
157	335,900										
158	336,100										
159	336,300										
160	336,500										
161	336,700										
162	336,900										
163	337,100										
164	337,300										
165	337,500										
166	337,700										
167	337,900										
168	338,100										
169	338,300										
職員数計	0人		138人		11人		6人		3人		
	職員数合計							158人			

小中学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	157,600		174,200		277,400		391,500	7	448,100	11
2	159,200		176,600		280,200		393,300	1	449,100	
3	160,800		179,000		282,900		395,100		450,100	1
4	162,400		181,400		285,800		396,800		451,300	
5	164,100		183,600		288,500		398,400	11	452,200	10
6	166,100		185,600		291,300		400,200	1	453,100	2
7	168,000		187,500		294,100		402,000	1	453,900	3
8	169,900		189,300		296,900		403,900	2	454,800	1
9	171,800		191,300		299,400		405,500	13	455,900	9
10	174,100		193,700		302,100		407,200		456,700	1
11	176,400		196,200		304,800		408,800	1	457,500	3
12	178,700		198,700		307,500		410,400		458,500	2
13	180,900		201,100		310,100		411,800	6	459,200	3
14	182,900		203,200		312,900		413,100	1	459,900	1
15	184,700		205,300		315,700		414,300	1	460,600	4
16	186,500		207,300		318,500		415,500	4	461,200	4
17	188,500		209,200	63	321,300		417,100	9	461,600	3
18	190,700		210,700	1	323,800		418,300	2	462,300	6
19	192,900		212,000	11	326,300		419,600	1	463,000	1
20	195,100		213,300	40	328,700	2	420,900	3	463,700	2
21	197,300		214,800	12	331,100	1	421,800	8	464,200	4
22	199,400		217,100	9	333,500		423,200	1	464,900	3
23	201,500		219,300	1	335,900		424,600	4	465,600	1
24	203,500		221,500	46	338,200	2	426,000	3	466,300	2
25	205,200		223,400	9	340,500	1	427,000	5	466,800	
26	206,600		225,800	5	342,900	1	428,200	5	467,500	1
27	207,800		228,300	7	345,300		429,400	3	468,200	
28	209,000		230,700	57	347,600	5	430,600		468,900	1
29	210,400		233,000	9	349,800		431,300		469,400	
30	212,500		235,900	17	352,000	4	432,500	1	470,100	1
31	214,500		239,100	5	354,200	2	433,700	6	470,800	1
32	216,500		242,000	61	356,300	4	434,900	2	471,500	
33	218,200		245,300	15	358,300		435,800	3	472,100	
34	220,300		248,000	13	360,300	5	436,400	1	472,800	
35	222,400		250,600	5	362,200	1	437,000	3	473,500	
36	224,500		253,200	84	364,100	5	437,600	2	474,200	
37	226,500		255,800	7	366,000	2	438,200	5	474,700	1
38	228,600		258,500	21	367,800		438,800	1		
39	230,700		261,400	6	369,500	2	439,500			
40	232,500		264,300	62	371,300	4	440,100			
41	234,500		267,200	12	373,100	4	440,400	3		
42	236,100		269,800	23	374,700	4	440,900	3		
43	237,600		272,500	4	376,300	4	441,400	1		
44	239,100		275,200	85	377,900	9	441,900	1		
45	240,600		277,900	6	379,500	3	442,200	3		
46	242,400		280,600	24	381,000	5	442,500	1		
47	244,100		283,300	10	382,600	1	442,800			
48	245,900		286,000	105	384,300	4	443,100	3		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	247,500		288,400	9	385,900	1	443,400			
50	249,200		291,000	31	387,400	4	443,700			
51	250,900		293,600	9	388,800	1	444,000			
52	252,600		296,200	81	390,300	3	444,300			
53	254,000		298,700	14	391,900	5	444,500			
54	255,600		301,300	40	393,300	3	444,800			
55	257,100		303,900	15	394,500	3	445,100			
56	258,600		306,400	75	395,900	2	445,400	1		
57	259,900		308,800	16	397,000	5	445,600	1		
58	261,300		311,200	30	398,100	2	445,900			
59	262,700		313,600	19	399,300	2	446,200			
60	264,100		316,000	90	400,500	3	446,500			
61	265,500		318,400	14	401,500	3	446,800			
62	266,700		320,900	38	402,600	1	447,000			
63	267,800		323,400	13	403,700	2	447,200			
64	268,900		325,800	72	404,800	5	447,400			
65	270,000		328,200	14	405,800		447,600	1		
66	271,500		330,600	32	407,000	3	447,800			
67	273,000		333,000	20	408,200	2	448,000			
68	274,500		335,400	82	409,400		448,200			
69	276,000		337,600	18	410,400	1	448,400			
70	277,500		339,800	26	411,500	2	448,600			
71	279,000		342,000	15	412,600		448,800			
72	280,400		344,200	58	413,700	4	449,000			
73	281,500		346,400	16	414,500	2	449,200			
74	282,800		348,700	29	415,500	5				
75	284,000		350,900	17	416,500	4				
76	285,200		353,100	42	417,500	2				
77	286,400		355,000	28	418,300	4				
78	287,600		356,900	23	419,100	2				
79	288,700		358,700	21	419,900	3				
80	289,800		360,500	26	420,700	2				
81	290,900		362,300	30	421,400	2				
82	292,100		364,100	22	422,100	1				
83	293,300		365,800	18	422,700	2				
84	294,400		367,500	22	423,400	2				
85	295,200		369,000	31	423,900					
86	296,200		370,500	23	424,300	2				
87	297,200		372,100	20	424,700					
88	298,100		373,800	25	425,100					
89	298,800		375,500	23	425,500	1				
90	299,500		376,900	24	425,800	2				
91	300,400		378,200	19	426,100	2				
92	301,300		379,600	19	426,400	1				
93	301,700		381,200	22	426,800					
94	302,500		382,500	20	427,100	2				
95	303,300		383,700	23	427,400					
96	304,100		385,000	25	427,700	1				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	305,000		386,000	17	427,900	4				
98	305,800		386,800	22	428,100	1				
99	306,600		387,700	19	428,300					
100	307,400		388,600	17	428,500					
101	308,200		389,700	32	428,600	1				
102	308,700		390,700	22	428,800	1				
103	309,000		391,700	23	429,000					
104	309,400		392,700	10	429,200					
105	309,600		393,600	8	429,300					
106	309,800		394,600	18	429,500					
107	310,100		395,500	14	429,700	1				
108	310,300		396,500	12	429,900					
109	310,500		397,300	13	430,100					
110	310,800		398,300	5	430,300					
111	311,000		399,300	16	430,500					
112	311,300		400,300	8	430,700					
113	311,500		400,900	7	430,900	1				
114	311,800		401,800	9						
115	312,100		402,700	6						
116	312,400		403,600	3						
117	312,600		404,300	6						
118	312,900		405,100	7						
119	313,200		405,900	6						
120	313,400		406,700	6						
121	313,600		407,500	7						
122	313,800		408,300	13						
123	314,000		409,000	2						
124	314,200		409,800	6						
125	314,400		410,100	7						
126	314,600		410,500	4						
127	314,800		411,100	3						
128	315,000		411,400	6						
129	315,200		411,900	7						
130	315,400		412,300	5						
131	315,600		412,800	3						
132	315,800		413,200	4						
133	316,000		413,500	1						
134	316,200		413,900	4						
135	316,400		414,300	4						
136	316,600		414,700	4						
137	316,800		415,100	5						
138	317,000		415,500	2						
139	317,200		415,800	2						
140	317,400		416,200	4						
141	317,600		416,700							
142	317,800		417,000	3						
143	318,000		417,300	4						
144	318,200		417,600	5						

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	318,400		417,700	2						
146	318,600		418,000	7						
147	318,800		418,300	3						
148	319,000		418,600	1						
149	319,200		418,900	1						
150	319,400		419,100							
151	319,600		419,300							
152	319,800		419,500	2						
153	320,000		419,700							
154	320,200		419,900							
155	320,400		420,100							
156	320,600		420,300							
157	320,800		420,500							
158			420,700	1						
159			420,900							
160			421,100							
161			421,300	2						
職員数計		0人		2,664人		183人		135人		82人
							職員数合計		3,064人	

第3表 給料表別、年齢別職員数

年齢	給料表			
	行政職給料表	医療職給料表	消防職給料表	保育職給料表
歳	人	人	人	人
18	6		4	
19	8		5	
20	9		10	
21	11		10	
22	55		21	10
23	74		28	7
24	81		21	10
25	59		30	9
26	65		20	9
27	81		28	8
28	95		35	9
29	89		36	7
30	99		50	6
31	88		34	4
32	90		32	12
33	83	1	39	3
34	90		39	4
35	111		40	2
36	95		36	3
37	93		42	2
38	98	1	30	
39	106		34	1
40	93		36	3
41	87	1	35	3
42	80	1	21	4
43	113		24	2
44	112		11	3
45	113		13	3
46	85		10	2
47	95		16	4
48	96		18	9
49	91		22	10
50	124		19	18
51	109	1	20	14
52	99		19	21
53	96		11	18
54	100		19	12
55	89		12	9
56	96	1	20	9
57	87		24	2
58	99	1	19	
59	116		21	2
60		1		
61				
62				
63				
64				
65				
職員数計	3,566人	8人	1,014人	254人

年齢	給料表	高等学校等 教育職給料表	小中学校等 教育職給料表	全給料表
	歳	人	人	人
18				10
19				13
20				19
21				21
22		3	63	152
23		4	63	176
24		3	65	180
25		4	72	174
26		4	101	199
27		1	99	217
28		7	102	248
29		5	117	254
30		7	125	287
31		5	125	256
32		3	132	269
33		10	140	276
34		5	144	282
35		4	151	308
36		6	116	256
37		3	125	265
38		8	123	260
39		4	109	254
40		8	105	245
41			110	236
42		5	86	197
43		5	85	229
44		6	80	212
45		1	71	201
46		2	64	163
47		6	66	187
48		2	65	190
49		2	47	172
50		6	55	222
51		5	37	186
52		2	37	178
53		3	34	162
54		4	19	154
55		2	30	142
56		4	25	155
57		1	21	135
58		3	28	150
59		5	27	171
60				1
61				
62				
63				
64				
65				
職員数計		158人	3,064人	8,064人

第4表 扶養手当の支給状況

項目 扶養親族数	受給 職員数	扶養親族の内訳			父母等
		配偶者	子	うち特定期間 にある子	
1人	1,137	299	745	188	93
2人	1,340	366	2,251	453	63
3人	904	566	2,118	476	28
4人	223	185	691	120	16
5人	22	21	88	20	1
6人	5	4	26	2	0
7人	3	3	18	5	0
8人	1	1	7	0	0
計	3,635	1,445	5,944	1,264	201

(注1) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(注2) 特定期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。

第5表 住居手当の支給状況

その1 支給状況

区分	職員構成比	平均支給額
受給者	26.5%	28,617円
非受給者	73.5%	
合計	100.0%	7,570

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総計と一致しない場合がある(第5表その2及び第6表において同じ。)

その2 受給者に対する支給状況

区分		職員構成比
堺市内居住者	手当額 14,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 14,000 円以上 30,000 円未満の受給者	8.7%
	手当額 30,000 円の受給者	59.8%
堺市外居住者	手当額 11,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 11,000 円以上 27,000 円未満の受給者	2.4%
	手当額 27,000 円の受給者	29.1%
計		100.0%

第6表 通勤手当の支給状況

区 分		職員構成比			平均支給額			
受 給 者	交通機関等のみ利用者	%			円			
		39.0			14,645			
	交通機関等及び交通用具の併用者	6.9			14,529			
	交通用具のみ利用者	45.9			5,357			
	【通勤距離】	自転車使用		自転車 以外	自転車使用		自転車 以外	
		堺市内 居住者	堺市外 居住者		堺市内 居住者	堺市外 居住者		
		片道 5 km未満	11.1	0.8	5.0	4,000	3,000	2,007
		片道 5 km以上 10 km未満	4.6	1.2	12.1	6,200	5,211	4,204
	片道 10 km以上 15 km未満	0.4	0.6	6.2	9,100	8,100	7,103	
	片道 15 km以上 20 km未満	2.2			10,007			
	片道 20 km以上 25 km未満	0.6			12,900			
	片道 25 km以上 30 km未満	0.5			15,800			
	片道 30 km以上 35 km未満	0.3			18,700			
	片道 35 km以上 40 km未満	0.1			21,600			
	片道 40 km以上 45 km未満	0.1			24,400			
片道 45 km以上 50 km未満	0.0			26,200				
片道 50 km以上 55 km未満	—			—				
片道 55 km以上 60 km未満	0.0			29,800				
片道 60 km以上	0.0			31,600				
計		91.7			9,991			
非受給者		8.3						
合 計		100.0			9,166			

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会が人事院、大阪府人事委員会等と共同で実施した本年の職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

○ 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所272事業所

なお、病院について、本年は調査を実施することとした。

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

○ 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により9層に層化（グループ化）し、これらの層から78事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第7表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

○ 集計

ア 調査実人員

初任給関係301人（行政職に相当する調査実人数301人）

初任給関係以外の調査職種3,143人（行政職に相当する調査実人員2,970人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、15,873人であり、行政職に相当するものは14,063人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 65	事業所 30	事業所 29	事業所 6
農業, 林業, 漁業	*	*	*	*
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	4	3	*	*
製造業	42	16	21	5
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業、運輸業, 郵便業	7	*	4	*
卸売業, 小売業	4	4	*	*
金融業, 保険業、不動産業, 物品賃貸業	*	*	*	*
教育, 学習支援業、医療, 福祉, サービス業	7	4	3	*

(注1) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が12事業所あった。

(注2) 「*」は、調査事業所が2事業所以下であることを示す。

(注3) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、
「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び
「サービス業 (他に分類されないもの)」 (宗教及び外国公務に分類されるものを除く。) である。

第8表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	216,808 円	* 188,400 円	178,425 円
新 卒 事 務 員	215,471	—	* 185,750
新 卒 技 術 者	219,003	* 188,400	177,326

(注1) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
(注2) *印のあるものは、調査事業所が5事業所以下である。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	53.2	730,455	10,296	720,159	構成員50人以上の支店(社)の長の (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	49.5	687,269	19,244	668,025	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	58.5	689,883	57	689,826	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	10	55.1	804,712	0	804,712	構成員50人以上の工場の長の (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	54.7	853,343	0	853,343	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	91	52.3	705,240	2,333	702,907	2課以上又は構成員20人以上の部の長の 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	79	52.4	716,247	2,678	713,569	
	短大卒	3	52.8	599,000	0	599,000	
高校卒	9	51.6	639,299	0	639,299		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	93	53.3	770,105	2,202	767,903	同上	
大学卒	78	53.4	793,730	2,634	791,096		
短大卒	5	52.5	766,205	0	766,205		
高校卒	10	53.3	592,588	0	592,588		
事務部次長	16	51.2	487,840	111	487,729	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	12	49.7	487,029	150	486,879		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	55.8	490,211	0	490,211		
技術部次長	3	47.6	478,058	0	478,058	同上	
大学卒	2	51.5	511,500	0	511,500		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
事務課長	195	49.8	579,171	6,637	572,534	2係以上又は構成員10人以上の課の長の 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	133	49.2	583,494	6,298	577,196		
短大卒	19	50.3	525,632	10,532	515,100		
高校卒	43	51.7	587,303	6,130	581,173		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	224	51.1	575,548	3,337	572,211	同上	
大学卒	146	50.1	583,854	1,674	582,180		
短大卒	12	51.0	570,196	0	570,196		
高校卒	66	53.0	559,900	7,378	552,522		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務	事務課長代理	32	46.8	404,996	43,463	361,533	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)	
	大 学 卒	23	47.7	414,245	57,260	356,985		
	短 大 卒	2	40.7	493,082	55,989	437,093		
	高 校 卒	7	46.1	369,522	13,120	356,402		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術	技術課長代理	15	47.0	477,490	58,688	418,802	同上
		大 学 卒	7	44.8	493,311	77,302	416,009	
		短 大 卒	2	43.6	442,833	47,223	395,610	
		高 校 卒	6	49.9	474,532	46,100	428,432	
		中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	事務係長	214	46.9	442,203	42,029	400,174	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	153	45.7	442,514	45,763	396,751		
	短 大 卒	16	48.4	421,630	42,889	378,741		
	高 校 卒	45	50.9	448,031	27,814	420,217		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 長	技術係長	235	49.3	504,470	66,939	437,531	同上	
	大 学 卒	103	47.6	475,267	66,575	408,692		
	短 大 卒	16	48.7	435,077	39,929	395,148		
	高 校 卒	115	51.1	545,109	72,108	473,001		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 主 任	事務主任	268	42.5	364,916	30,959	333,957	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所において、職能 資格等が上記主任と同等と認められる 主任 中間職(係長-係員間)	
	大 学 卒	169	38.4	352,271	33,757	318,514		
	短 大 卒	29	48.8	371,119	26,626	344,493		
	高 校 卒	70	50.0	395,035	25,760	369,275		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 主 任	技術主任	235	42.5	441,081	70,534	370,547	同上	
	大 学 卒	121	37.9	380,769	47,403	333,366		
	短 大 卒	22	45.0	501,560	101,964	399,596		
	高 校 卒	91	48.1	508,222	94,317	413,905		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 係 員	事務係員	630	40.0	337,312	29,691	307,621		
	大 学 卒	301	36.0	334,521	28,461	306,060		
	短 大 卒	106	43.7	333,333	22,308	311,025		
	高 校 卒	222	44.0	343,830	35,426	308,404		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 係 員	技術係員	700	33.9	406,027	56,195	349,832		
	大 学 卒	319	32.7	399,567	49,625	349,942		
	短 大 卒	86	37.9	396,042	57,896	338,146		
	高 校 卒	293	37.1	432,994	79,638	353,356		
	中 学 卒	2	51.0	386,202	60,450	325,752		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	52.7	743,717	11,352	732,365	
	短大卒	5	49.5	687,269	19,244	668,025	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	2	58.5	723,595	78	723,517	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	54.8	769,749	0	769,749	
	短大卒	5	54.1	857,489	0	857,489	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	63	52.1	754,114	2,700	751,414	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	59	52.0	754,344	2,887	751,457	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	53.4	750,810	0	750,810		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	60	53.6	807,806	3,068	804,738	同上	
大学卒	52	53.5	824,456	3,463	820,993		
短大卒	2	53.4	760,630	0	760,630		
高校卒	6	55.3	634,893	0	634,893		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	8	49.4	468,694	227	468,467	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	8	49.4	468,694	227	468,467		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	-	-	-	-	-	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	145	49.8	607,043	6,072	600,971	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	103	49.1	602,128	5,924	596,204		
短大卒	11	49.9	563,878	13,789	550,089		
高校卒	31	52.4	639,363	4,021	635,342		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	128	51.4	604,897	6,502	598,395	同上	
大学卒	81	50.2	603,604	3,082	600,522		
短大卒	3	53.7	556,757	0	556,757		
高校卒	44	53.7	611,277	13,543	597,734		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	20	47.0	469,047	65,171	403,876		
	短大卒	17	47.2	425,471	73,004	352,467		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	2	51.5	696,917	525	696,392		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	7	54.2	547,170	81,207	465,963		同上
	大学卒	3	53.7	596,971	102,594	494,377		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	56.4	490,132	60,245	429,887		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	154	46.5	456,469	46,484	409,985		係の長及び係長級専門職
大学卒	115	45.4	455,066	51,533	403,533			
短大卒	9	48.7	446,810	45,281	401,529			
高校卒	30	50.2	464,738	26,329	438,409			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	173	49.9	536,307	79,409	456,898	同上		
大学卒	75	48.0	502,937	85,024	417,913			
短大卒	11	50.3	449,873	39,820	410,053			
高校卒	86	51.6	579,849	80,845	499,004			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	188	41.7	363,613	32,668	330,945	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)		
大学卒	124	37.7	347,515	36,358	311,157			
短大卒	14	48.4	380,841	29,420	351,421			
高校卒	50	50.1	401,233	23,791	377,442			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	192	42.3	448,085	76,178	371,907	同上		
大学卒	99	37.9	377,572	49,158	328,414			
短大卒	20	45.7	514,555	107,044	407,511			
高校卒	73	47.7	529,225	105,794	423,431			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	339	40.9	369,771	34,226	335,545			
大学卒	153	37.4	363,917	32,818	331,099			
短大卒	67	43.8	358,649	25,459	333,190			
高校卒	118	44.6	387,028	42,279	344,749			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	498	33.2	409,314	56,688	352,626			
大学卒	196	32.2	402,293	49,319	352,974			
短大卒	69	36.8	399,481	61,625	337,856			
高校卒	233	36.1	439,882	83,637	356,245			
中学卒	-	-	-	-	-			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	*	*	円 *	円 *	円 *	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	55.4	849,188	0	849,188	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	55.4	849,188	0	849,188	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	22	53.1	617,751	2,701	615,050	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	54.0	640,767	3,943	636,824	
短大卒	3	52.8	599,000	0	599,000		
高校卒	4	50.0	544,250	0	544,250		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	30	53.0	728,880	498	728,382	同上	
大学卒	25	53.2	735,449	601	734,848		
短大卒	3	51.6	771,658	0	771,658		
高校卒	2	53.0	576,500	0	576,500		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	8	53.0	506,276	0	506,276	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	4	50.3	522,340	0	522,340		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	55.8	490,211	0	490,211		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	2	51.5	511,500	0	511,500	同上	
大学卒	2	51.5	511,500	0	511,500		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	44	48.7	493,515	3,859	489,656	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	26	49.0	520,908	2,583	518,325		
短大卒	7	48.2	454,142	8,118	446,024		
高校卒	11	48.5	455,231	4,211	451,020		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	82	50.5	576,720	160	576,560	同上	
大学卒	61	50.0	576,517	211	576,306		
短大卒	7	54.0	627,223	0	627,223		
高校卒	14	51.0	552,809	20	552,789		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	8	46.2	387,073	8,901	378,172	
	短大卒	5	46.7	409,024	13,836	395,188	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	2	44.9	323,307	333	322,974	
	技術課長代理	7	42.4	406,160	56,854	349,306	同上
	大学卒	4	39.2	427,185	61,168	366,017	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	2	51.1	427,777	77,767	350,010	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	45	48.7	402,295	34,421	367,874	係の長及び係長級専門職	
大学卒	26	46.8	401,732	37,886	363,846		
短大卒	6	52.1	393,755	28,764	364,991		
高校卒	13	51.0	407,505	30,258	377,247		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	49	47.8	445,651	34,925	410,726	同上	
大学卒	19	45.7	436,397	22,064	414,333		
短大卒	4	40.1	388,348	38,125	350,223		
高校卒	26	50.5	462,006	44,306	417,700		
中学卒	-	-	-	-	-		
関	事務主任	69	44.4	373,138	27,904	345,234	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大学卒	41	41.3	374,069	22,518	351,551	
	短大卒	10	48.2	364,732	26,228	338,504	
	高校卒	18	49.5	375,815	41,410	334,405	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術主任	35	42.9	421,614	48,911	372,703	同上
	大学卒	19	38.8	424,907	48,666	376,241	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	14	47.9	414,904	49,147	365,757	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種	事務係員	242	38.4	300,100	25,885	274,215	
	大学卒	126	33.7	300,879	22,922	277,957	
	短大卒	32	43.0	284,316	17,261	267,055	
	高校卒	84	43.8	305,179	33,742	271,437	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	185	40.6	392,627	58,433	334,194	
	大学卒	112	38.3	385,202	59,465	325,737	
	短大卒	14	47.0	410,717	42,154	368,563	
	高校卒	57	43.9	405,175	59,639	345,536	
	中学卒	2	51.0	386,202	60,450	325,752	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
支店長	大学卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	大学卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	大学卒	6	52.0	595,467	0	595,467	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	5	52.3	598,918	0	598,918	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	大学卒	3	51.2	540,457	0	540,457	同上
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	2	51.0	549,185	0	549,185	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	大学卒	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	大学卒	*	*	*	*	*	同上
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	大学卒	6	53.7	473,200	22,417	450,783	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短大卒	4	51.8	482,150	21,500	460,650	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	大学卒	14	51.1	466,359	0	466,359	同上
	短大卒	4	50.8	472,984	0	472,984	
	高校卒	2	44.5	492,845	0	492,845	
	中学卒	8	53.0	456,426	0	456,426	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	4	46.8	284,975	27,913	257,062		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	3	44.5	263,567	21,478	242,089		
		-	-	-	-	-		
	技術課長代理	*	*	*	*	*		同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	15	47.0	417,518	28,332	389,186		係の長及び係長級専門職
大学卒	12	46.3	416,597	24,250	392,347			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	2	56.0	434,325	32,125	402,200			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	13	48.2	414,016	46,094	367,922	同上		
大学卒	9	47.6	409,070	39,838	369,232			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	3	47.5	419,377	65,675	353,702			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	11	47.2	359,421	17,021	342,400	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)		
大学卒	4	42.5	368,199	21,981	346,218			
短大卒	5	50.1	352,031	19,862	332,169			
高校卒	2	49.5	360,340	0	360,340			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	8	44.0	379,382	31,724	347,658	同上		
大学卒	3	35.2	325,531	9,831	315,700			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	53.0	428,251	42,006	386,245			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	49	39.5	280,329	18,656	261,673			
大学卒	22	34.8	281,512	22,007	259,505			
短大卒	7	45.2	286,910	14,312	272,598			
高校卒	20	42.7	276,726	16,491	260,235			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	17	37.5	282,917	9,747	273,170			
大学卒	11	37.8	291,375	8,302	283,073			
短大卒	3	41.8	280,722	7,295	273,427			
高校卒	3	32.2	254,101	17,499	236,602			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 事務・技術関係以外職種

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	6	50.7	791,994	3,955	788,039	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	19	49.2	624,872	536	624,336	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	18	45.9	440,123	11,556	428,567	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	24	42.0	369,657	14,768	354,889	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	4	26.0	248,725	5,978	242,747	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	3	62.8	1,833,467	251,233	1,582,234	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医科長	10	58.9	1,564,626	167,430	1,397,196	部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	11	38.2	1,192,369	280,736	911,633	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	4	39.0	328,085	422	327,663	
	診療放射線技師	2	49.0	325,259	0	325,259	
	臨床検査技師	*	*	*	*	*	
	栄養士	2	33.0	204,986	23,365	181,621	
	理学療法士	5	37.9	322,531	357	322,174	
	作業療法士	5	36.9	310,564	0	310,564	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	5	50.1	377,460	7,370	370,090	部下に看護師又は准看護師5 人以上
	看護師	19	44.5	342,302	5,591	336,711	
准看護師	10	46.9	302,895	2,890	300,005		

(注) 教育関係職種及び海事関係職種については、対象となる事業所が少ないため、記載を省略した。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	53.4 %	46.6 %	52.3 %	47.7 %	61.6 %	38.4 %

第11表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		66.8 %
配偶者に家族手当を支給する		61.6 %
家族手当制度がない		33.2 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,387 円
	配偶者と子1人	16,712 円
	配偶者と子2人	22,774 円

(注1) 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

(注2) 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は92.1%である。

(注3) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第12表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
46.4 %	(22.6) %	(77.4) %	53.6 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
9.9 %	90.1 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第13表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	75.0 %	25.0 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第14表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり		給与減額なし
	60歳で減額		
課長級	80.7 %	53.1 %	19.3 %
非管理職	85.6 %	51.0 %	14.4 %

(注1) 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第15表において同じ。)

(注2) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第15表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
67.5 %	72.0 %

(注) 標準的な常勤職員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

○ 調査の目的と時期

この調査は、民間給与の状況を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、令和2年から令和4年における堺市内の民間給与等の実態を調査したものである。調査は、令和2年分から令和4年分の3年分を対象とした。なお、賃金構造基本統計調査の調査票情報は、各年6月の調査内容が翌年3月に公表された後に利用可能となるものである。

○ 調査の範囲

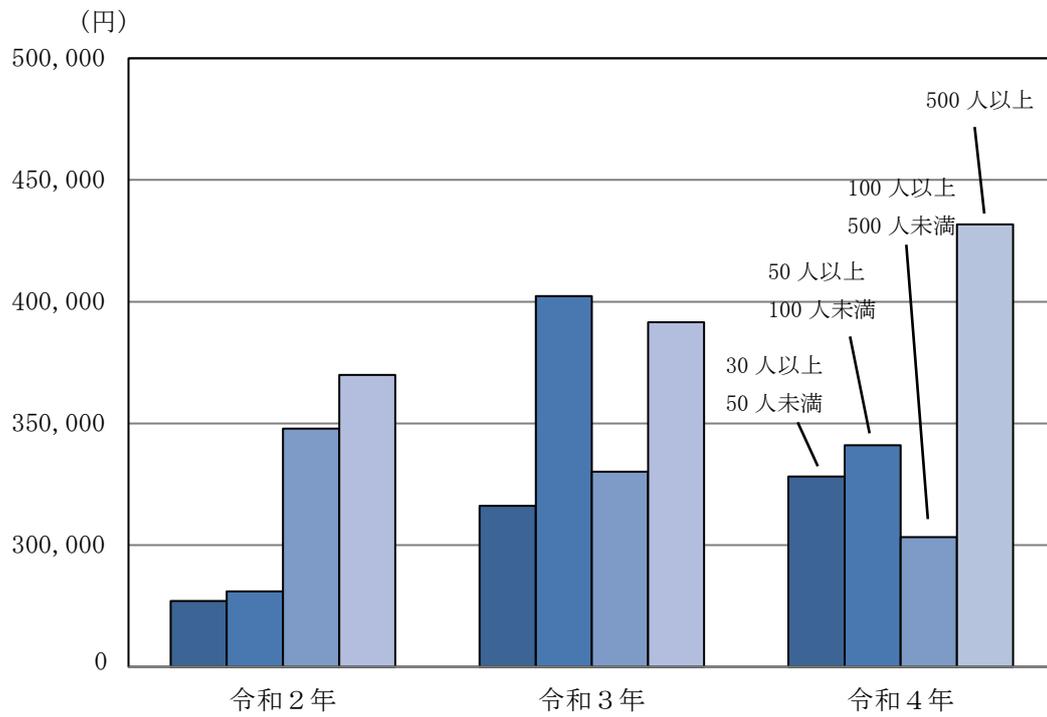
<調査対象>

- ・事業所：全産業の企業規模が常用労働者数30人以上で、かつ、事業所規模が正社員・正職員30人以上の本市内の民間事業所
- ・役職段階：部長級、課長級、係長級、非役職者の4段階

<調査対象外とする職種等>

- ・区分：臨時労働者、正社員・正職員以外、雇用期間の定めあり、短時間労働者
- ・職種：生産労働者、専門的・技術的関連職業従事者

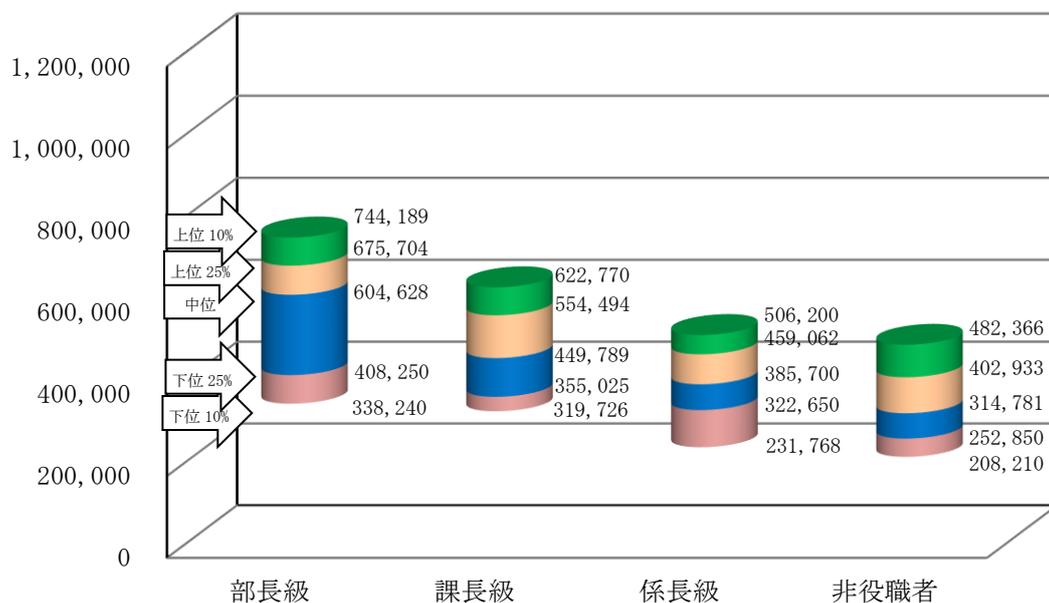
第 16 表 民間従業員の平均所定内給与額



(注) 事業所規模は、事業所の正社員・正職員の人数による。

第 17 表 民間従業員の所定内給与額の分布状況

(円)

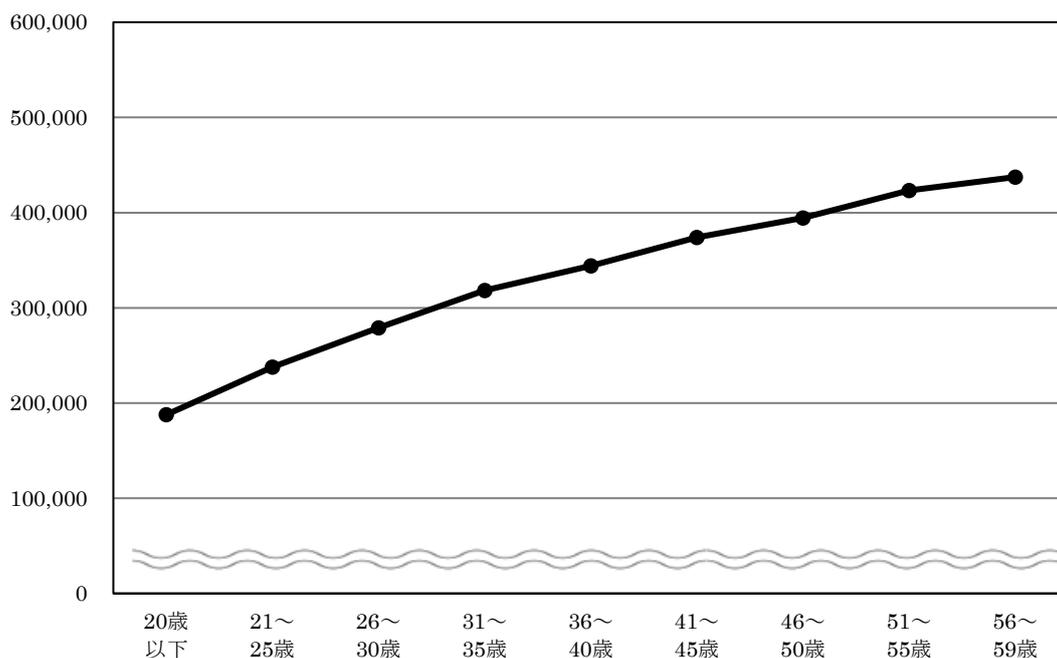


(注 1) 集計対象となる事業所の企業規模は、常用労働者 100 人以上である。令和 2 年から令和 4 年までの 3 年間の調査データで算出した。

(注 2) 上位 10%は、高い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。上位 25%は、高い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。中位は、中央値。下位 25%は、低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。下位 10%は、低い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。

第 18 表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額

(円)



(2) 生計費・労働経済指標

令和5年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

○ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の家計調査等の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

○ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和5年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月：堺市)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	38,590	38,930	61,290	83,640	106,000
住居関係費	47,730	50,760	46,110	41,510	36,850
被服・履物費	9,720	6,610	10,700	14,780	18,860
雑費Ⅰ	29,670	30,850	59,100	87,360	115,610
雑費Ⅱ	11,780	13,760	19,100	24,500	29,890
計	137,490	140,910	196,300	251,790	307,210

第20表 労働経済指標

項目			年 月					
			令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	大阪府	金額 (円)	306,876	300,868	303,830	303,865	304,748
			前年同月比 (%)	1.8	1.1	2.4	2.0	2.8
		全国	金額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3
	うち 所定内給与	大阪府	金額 (円)	282,744	277,874	280,340	280,030	281,650
			前年同月比 (%)	1.6	1.1	1.9	1.4	2.6
		全国	金額 (円)	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677
			前年同月比 (%)	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2
	総実労働時間数 (調査産業計)	大阪府 (時間)		144.1	133.3	146.4	143.0	134.0
		全国 (時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1
うち所定外 労働時間数		大阪府 (時間)	11.1	10.1	10.8	10.7	9.8	
		全国 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	
(総務省 生計費 調査)	消費支出 勤労者世帯	堺市	金額 (円)	360,891	337,647	278,865	293,405	326,222
			前年同月比 (%)	49.1	38.2	1.5	△ 16.1	21.1
		全国	金額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575	322,438
			前年同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9	9.6
物価	消費者物価 指数 (総務省)	堺市	前年同月比 (%)	2.6	2.5	2.3	2.8	3.0
		全国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.3	9.6
雇用・その他	常用雇用指数(大阪府) (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.5
	有効求人倍率 (季節調整値・厚生労働省)	大阪府 (倍)	1.18	1.20	1.22	1.25	1.27	
		全国 (倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	
	完全失業率(%) (季節調整値・総務省)			2.6	2.6	2.6	2.6	2.5

(注) 「賃金・労働時間」「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
「生計費」の数値は、農林漁家世帯を含む勤労者世帯のものである。
「賃金・労働時間」「消費者物価指数」「国内企業物価指数」「常用雇用指数」については、令和2年基準である。

9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月
308,632	306,733	308,809	309,493	299,915	298,222	303,657	307,064
3.5	2.5	2.5	2.9	0.6	△ 0.5	1.0	0.0
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
285,156	282,679	283,963	284,830	276,925	276,130	281,032	284,325
3.1	2.1	2.2	2.8	0.6	△ 0.2	1.3	0.5
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
140.6	139.7	142.2	140.8	131.2	135.4	140.5	143.3
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
10.4	10.7	10.9	10.8	10.3	10.3	10.8	11.1
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
308,342	286,026	316,761	353,518	376,223	328,743	541,308	401,190
16.6	4.2	△ 9.3	18.9	△ 10.5	△ 6.9	36.8	11.2
313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229
6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9
3.1	3.8	3.8	4.2	4.2	3.2	3.2	3.7
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1
△ 0.4	△ 0.2	△ 0.5	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.3
1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.30	1.31	1.33
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月発行

編集・発行 堺市人事委員会

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072 - 228 - 7449

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1 - C 5 - 2 3 - 0 1 8 0